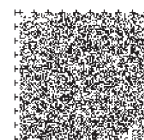


第1部

福岡県における男女共同参画の現状

- 1 人口の変化
- 2 女性の就労をめぐる状況
- 3 仕事と生活の両立の実態
- 4 地域における男女共同参画の状況
- 5 県民の意識
- 6 ひとり親家庭の状況
- 7 女性等に対する暴力の状況
- 8 健康



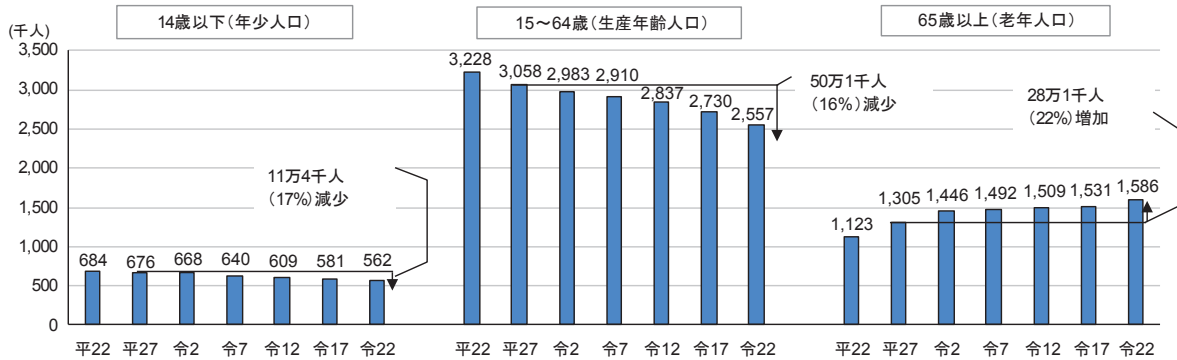
第1部 福岡県における男女共同参画の現状

1 人口の変化

(1) 福岡県の人口

福岡県の人口は、これまで増加しており、平成27年は510万人を超えましたが、今後、減少に向かうと見込まれています。少子高齢化に伴い、年少人口、生産年齢人口の割合が低下し、老年人口が増加するなど人口構造も変化し、経済力の低下や地域の担い手不足をもたらすことが懸念されています。

《図表1-1 年齢区分別将来人口（福岡県）》



備考：平成27年までは総務省「国勢調査」（平成27年）、平成32年以降は国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」（平成30年）より作成

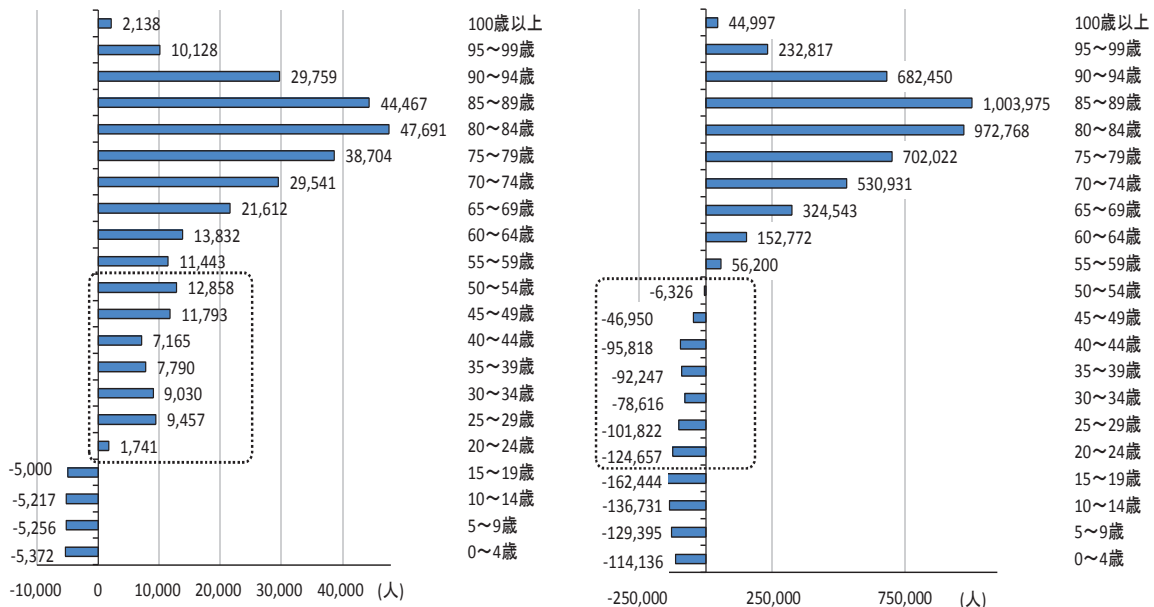
(2) 人口の女性比率

人口を男女で比較した場合、20代～50代前半の男女比について、全国では女性の割合が少ないが、福岡県では20代から女性の割合が男性を上回っていることが特徴となっています。

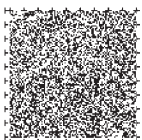
《図表1-2 人口構成：女性－男性》

(福岡県)

(全国)



備考：総務省「国勢調査」（平成27年）



(3) 家族形態の変化

増加が続く核家族世帯のうち、「夫婦と子どもからなる世帯」は減少傾向にあるものの、「夫婦のみの世帯」、「男親と子どもの世帯」、「女親と子どもの世帯」は増加しています。

一方、夫婦と子ども及び夫婦の親など、「その他の親族と一緒にの世帯」は減少しており、平成27年は、30年前の昭和60年の6割程度となっています。

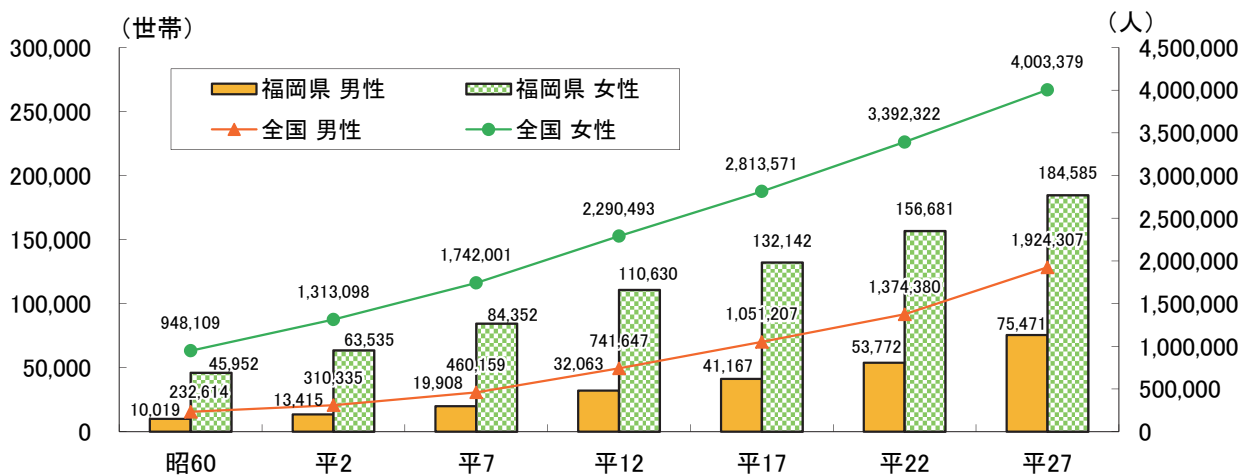
また、「単身世帯」が増加しており、平成27年は、昭和60年の2.5倍となっています。そのうち、65歳以上のひとり暮らしの女性は、昭和60年の約4.02倍に、ひとり暮らしの男性は、約7.53倍に増加しています。

《図表1-3 家族類型別の世帯数(福岡県)》 (世帯、人)

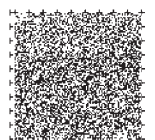
	核家族世帯				その他の親族と一緒にの世帯	非親族世帯	単身世帯	
	うち、夫婦のみ	うち、夫婦と子ども	うち、男親と子ども	うち、女親と子ども				
昭和60年	938,106	222,441	601,969	14,652	99,044	252,522	2,833	325,119
平成2年	985,495	260,525	595,046	17,271	112,653	241,211	3,253	393,846
平成7年	1,045,830	305,350	594,657	19,664	126,159	233,122	5,178	490,053
平成12年	1,103,324	346,517	589,607	22,350	144,850	218,615	8,206	576,717
平成17年	1,135,958	369,671	578,203	24,783	163,301	206,523	12,150	630,031
平成22年	1,163,436	394,489	567,730	25,105	176,112	183,962	19,646	736,339
平成27年	1,197,150	420,249	567,372	26,619	182,910	156,857	17,556	820,806

備考：総務省「国勢調査」

《図表1-4 高齢単身世帯数(福岡県・全国)》



備考：総務省「国勢調査」



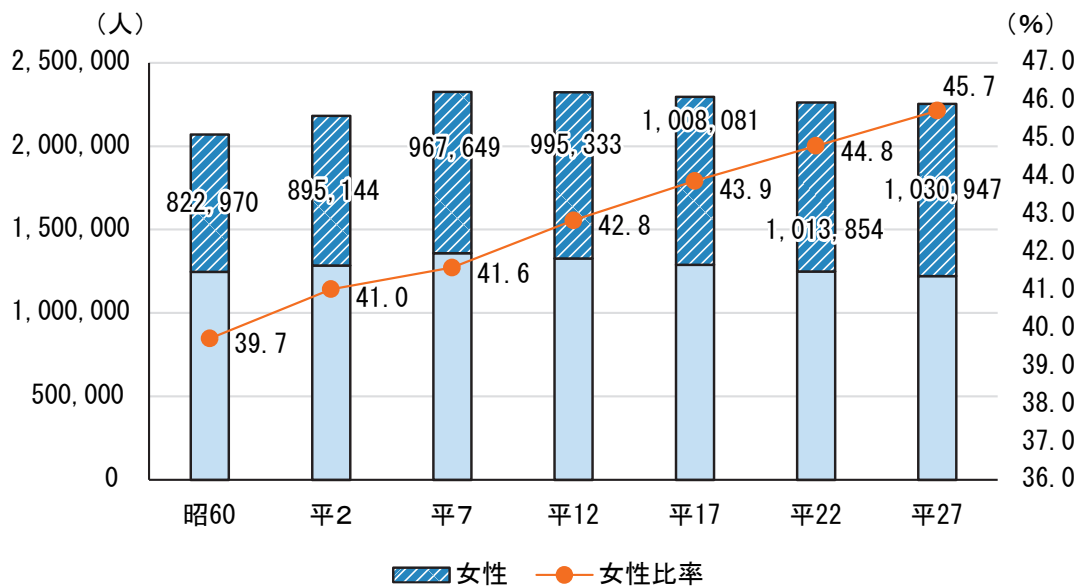
2 女性の就労をめぐる状況

(1) 女性の就業状況

女性の就業者数は増加しており、就業者に占める女性の割合も増加しています。しかし、女性の20代の労働力率に比べ、30代の労働力率は下がっており、出産・育児による離職が影響しているものと思われます。しかし、このいわゆる「M字カーブ」の底は年々浅くなってきています。

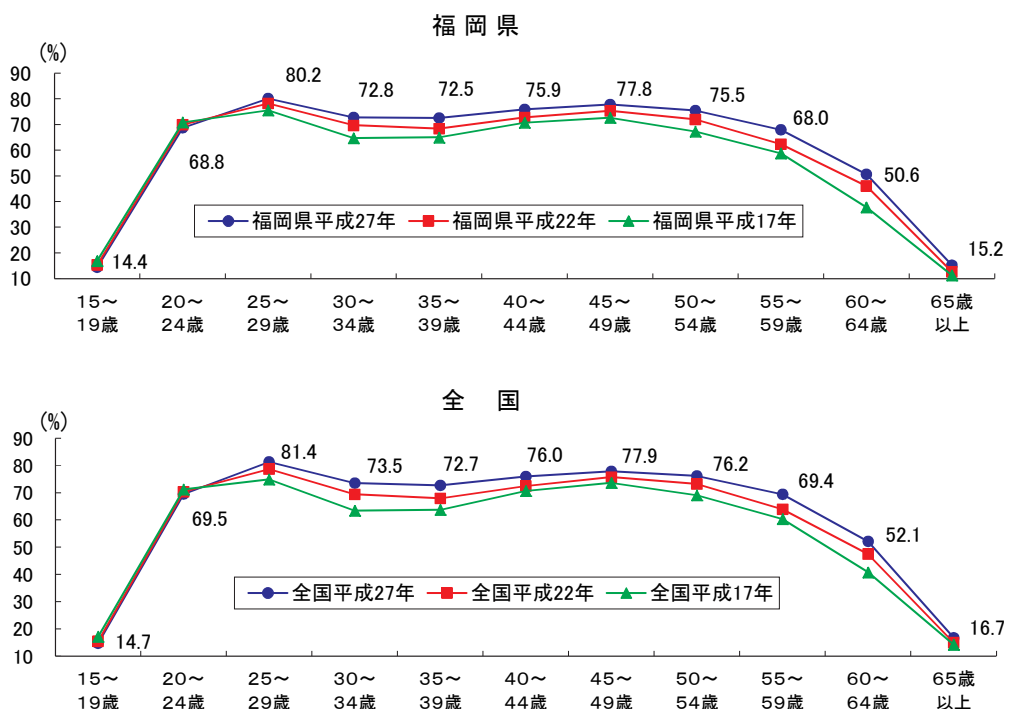
県内の25歳～44歳の就業を希望する女性123,400人のうち、子育て等を理由に求職活動ができない女性は約4万人（約3割）に上っており、働きたい子育て中の女性が潜在的に数多くいることを示しています。

《図表2-1 女性の就業者数・就業者に占める女性割合（福岡県）》

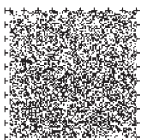


備考：総務省「国勢調査」

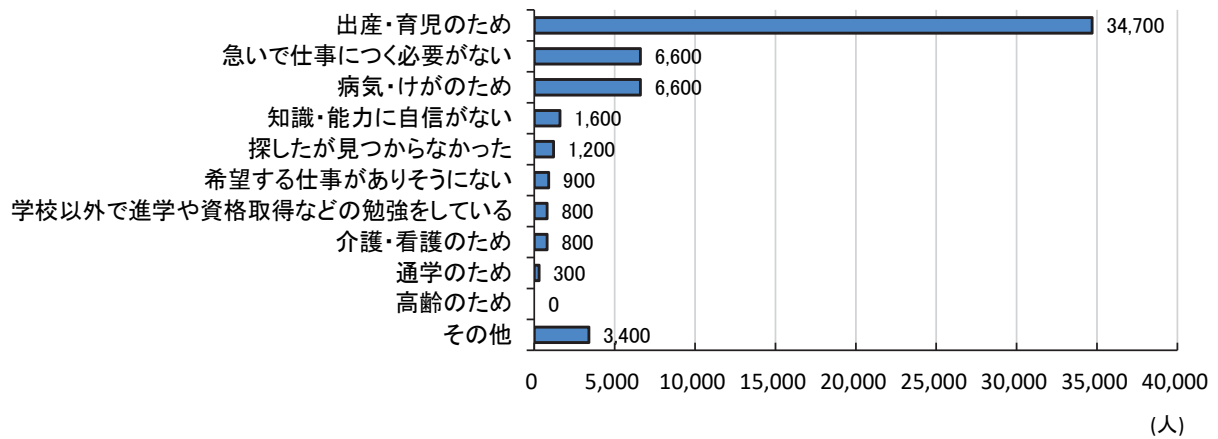
《図表2-2 女性の年代階級別労働力率（福岡県・全国）》



備考：総務省「国勢調査」

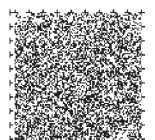


《図表2-3 25歳～44歳の女性の就業希望者のうち非求職者の非求職理由（福岡県）》



※ 就業を希望する25歳～44歳の女性の人数は96,900人

備考：総務省「就業構造基本調査」（平成29年）

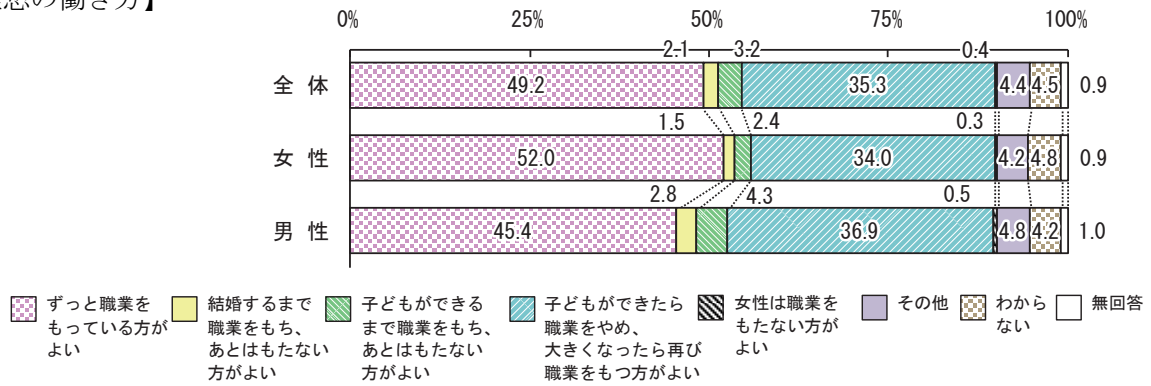


(2) 女性の理想の働き方と現実の就業

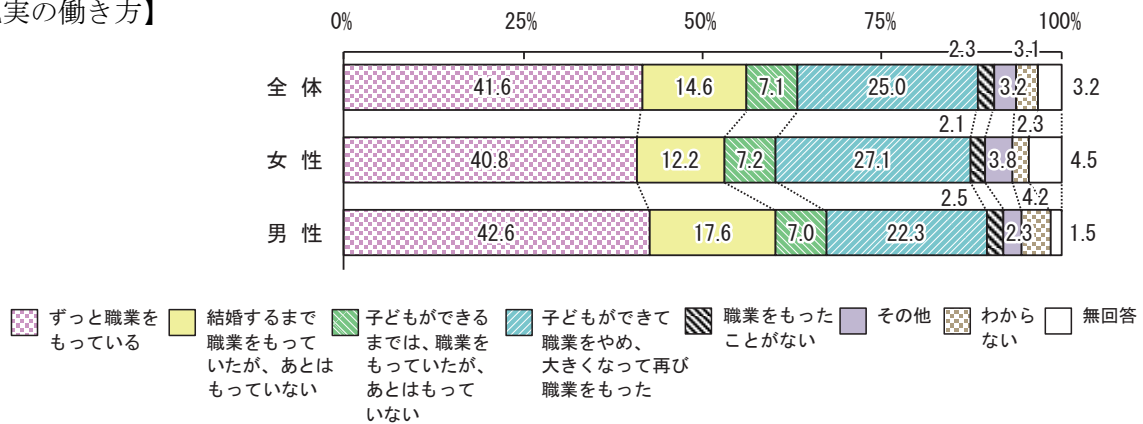
平成26年度に実施した「男女共同参画社会に向けての意識調査」によると、女性が職業をもつことについて、「女性もずっと職業をもっている方がよい」と考える人の割合が男女ともに約5割となっています。一方、「結婚・出産まで職業を持ち、あとはもたない方がよい」と考える女性の割合は3.9%ですが、実際には19.4%の女性が結婚又は出産後に職業を持っておらず、就業継続を希望していてもそれを実現できていないのが現状です。

《図表2-4 女性が職業をもつことについての意識（福岡県）》

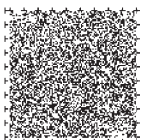
【理想の働き方】



【現実の働き方】



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（平成26年）



(3) 女性が働きにくい理由

自分が働く職場が女性にとって働きにくいと考えている人に、その理由を尋ねると、女性は、「仕事と家庭が両立できる制度があっても、それを利用できる職場の雰囲気ではない」と考える人の割合が最も多く、男性は、「仕事と家庭が両立できる制度が十分整っていない」と考える人の割合が最も多くなっており、男女間に意識の違いが見られます。

《図表2-5 自分が働く職場が女性にとって働きにくいと考える理由 ※上位3つ（福岡県）》

順位	女性 (回答割合)	男性 (回答割合)
1	「仕事と家庭が両立できる制度があっても、それを利用できる職場の雰囲気ではない」 (36.4%)	「仕事と家庭が両立できる制度が十分整っていない」 (35.7%)
2	「賃金に男女格差がある」 (32.7%)	「募集・採用の機会が少ない」 (22.6%)
3	「能力を正當に評価されない」 (30.9%) 「仕事と家庭が両立できる制度が十分整っていない」 (30.9%)	「仕事と家庭が両立できる制度があっても、それを利用できる職場の雰囲気ではない」 (17.9%) 「補助的な業務や雑用が多い」 (17.9%)

備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（平成26年）

(4) 女性の起業割合

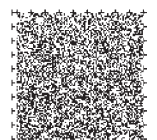
福岡県では、女性起業者の割合は増加していますが、全国的にみても男女間で大きな差があり、女性の起業者はまだまだ少ない状況です。

《図表2-6 有業者に占める起業者の割合（全国・福岡県）》

	平成24年		平成29年	
	女性	男性	女性	男性
福岡県	2.8%	12.5%	3.1%	10.5%
全国	3.3%	11.5%	3.2%	10.4%

備考：総務省「就業構造基本調査」より作成

起業者の割合は（「自営業主」のうち「起業者」＋「会社などの役員」のうち「起業者」）／「有業者数」×100により算出

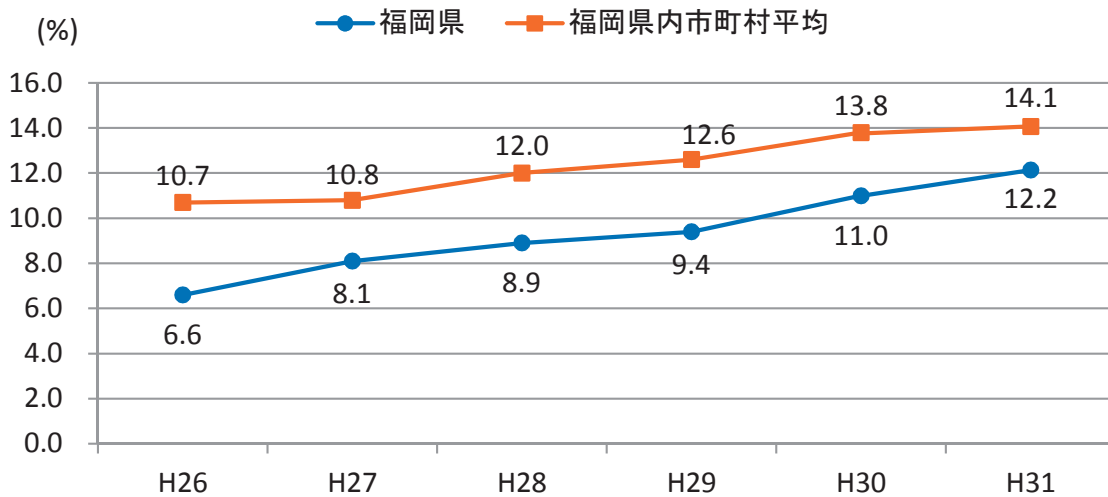


(5) 管理職に占める女性の割合

県や市町村の職員における女性の管理職への登用は、年々進んでいます。福岡県における管理職に占める女性の割合は、平成31年4月で12.2%、県内市町村における同割合は14.1%となっています。

県内事業所における管理職に占める女性の割合も微増しており、課長相当職以上で14%に達しています。

《図表2-7 女性公務員の管理職登用の状況（福岡県）》



※福岡県の数字は、知事部局、教育庁、県警本部の合計数値です。

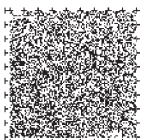
(注) 市町村の管理職登用の状況については、平成26年度までは管理職手当を支給されている職員について、平成27年度からは課長相当職以上の職員について、集計している。

備考：福岡県男女共同参画推進課調べ

《図表2-8 事業所における管理職に占める女性の割合（福岡県）》

	課長相当職以上				係長相当職
	役員	部長相当職	課長相当職		
平成25年	18.5%	8.8%	14.8%	21.7%	
平成28年	17.4%	8.9%	15.3%	21.6%	

備考：福岡県「雇用均等・仕事と家庭の両立実態調査」

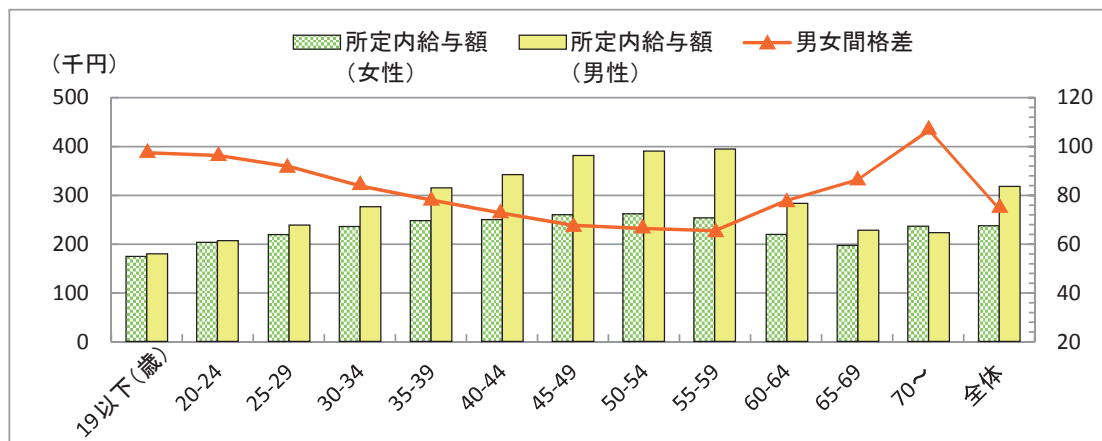


(6) 男女間賃金格差

福岡県における所定内給与額（平成30年）は、女性 237,800 円、男性 317,300 円となっています。年齢階級別で見ると、女性の所定内給与額は、30代以降はほぼ横ばいとなっており、40代後半でようやく平均25万円を超えています。一方、男性の所定内給与額は50代後半まで年齢が上がるにつれ増加し、50代後半では平均約39万円となっています。

また、男性の給与水準を100とした場合の女性の給与水準は74.9となっています。20代までは90台で推移しますが、その後、年齢が上がるにつれて男女間の格差は拡大し、50代後半では64.5となります。

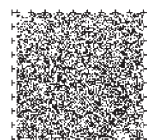
《図表2-9 男女年齢階級別の所定内給与額と男女間格差（福岡県）》



平成30年(福岡県)	所定内給与額 (女性)	所定内給与額 (男性)	男女間格差
19以下(歳)	175.2	178.0	98.4
20-24	201.0	207.0	97.1
25-29	218.1	237.4	91.9
30-34	233.6	275.8	84.7
35-39	247.3	314.4	78.7
40-44	249.8	342.2	73.0
45-49	258.4	380.0	68.0
50-54	261.6	391.3	66.9
55-59	253.8	393.6	64.5
60-64	218.2	283.4	77.0
65-69	195.9	226.7	86.4
70~	236.9	220.9	107.2
全体	237.8	317.3	74.9

※所定内給与：きまって支給する給与（毎月、就業規則、労働協定などであらかじめ定められた算定方法によって算定される給与）のうち、超過労働給与を除いたもの

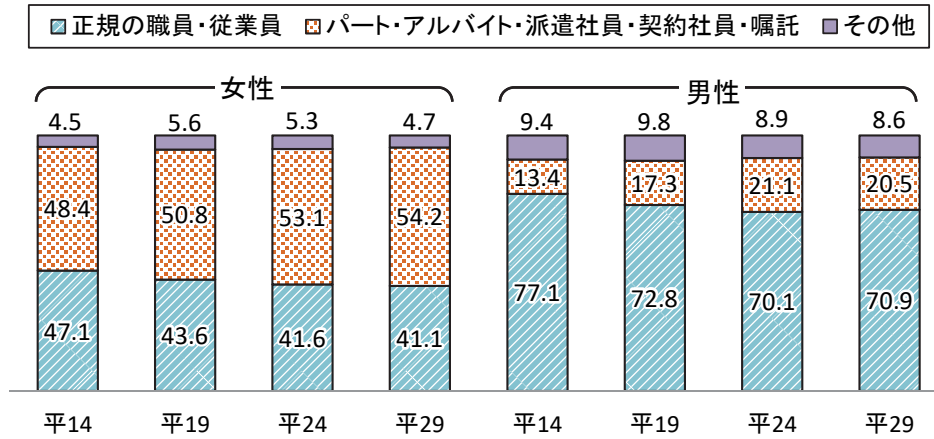
備考：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（平成30年）



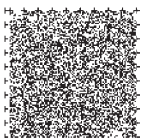
(7) 雇用者に占める非正規雇用者の構成割合

パート・アルバイト・派遣社員・契約社員・嘱託などの非正規労働については、男女ともに雇用者に占める割合が高まっていますが、女性の非正規雇用率が5割を超えるのに対し、男性は2割と男女差が生じています。

《図表2-10 男女の雇用形態（福岡県）》



備考：総務省「就業構造基本調査」

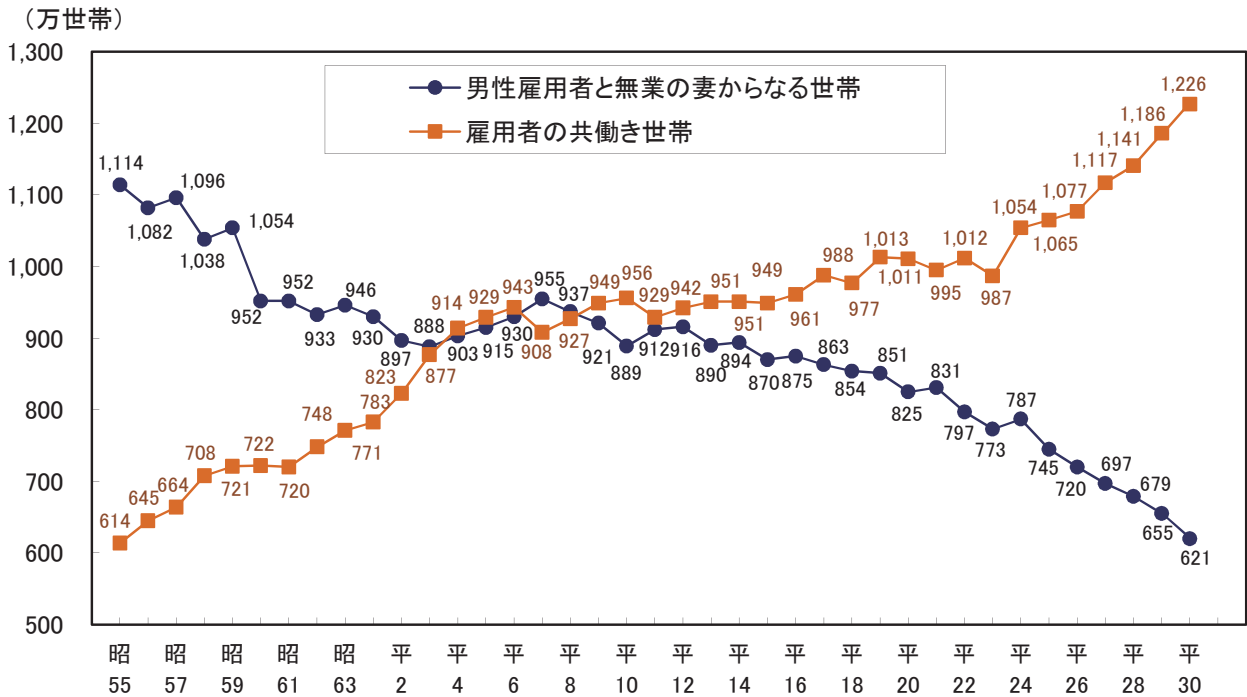


3 仕事と生活の両立の実態

(1) 共働き世帯の推移

夫婦ともに雇用者となっている共働き世帯数は全国的に増加しており、平成30年には1226万世帯と過去最高となりました。一方、雇用者の夫と専業主婦の妻からなる片働き世帯は減少しており、平成30年は621万世帯となっています。

《図表3-1 共働き等世帯数（全国）》



- ※ 平成23年の実数は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果
- ※ 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業の雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者として集計された者）の世帯
- ※ 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業の雇用者の世帯

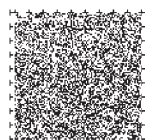
(2) 男女の労働時間

男女別の長時間労働の状況を見ると、年間就業日数200日以上の雇用者のうち週間就業時間が60時間以上の者の割合（以下「長時間労働者の割合」という）は、男性が14.6%、女性が4.7%といずれも全国平均を上回っています。

《図表3-2 男女別長時間労働者の割合（全国・福岡県）》

	女性	男性
福岡県	4.7%	14.6%
全国	4.4%	13.3%

備考：総務省「就業構造基本調査」（平成29年）



(3) 家事や育児など家庭内の役割分担

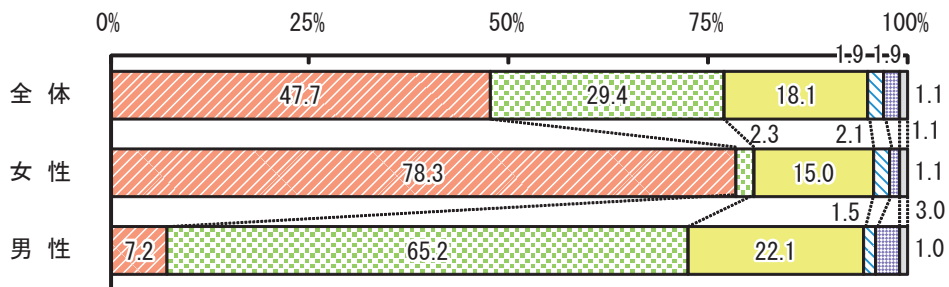
「炊事・掃除・洗濯などの家事」を主に行うのは、女性では「自分」とする人の割合が約8割に対し、男性では「パートナー」とする人の割合が約6割となっています。

「育児・子どものしつけ」や「親の介護」についても、女性では「自分」とする人の割合が最も多い一方、男性では「パートナー」とする人の割合が最も多くなっており、いずれも女性が担っている割合が高くなっています。

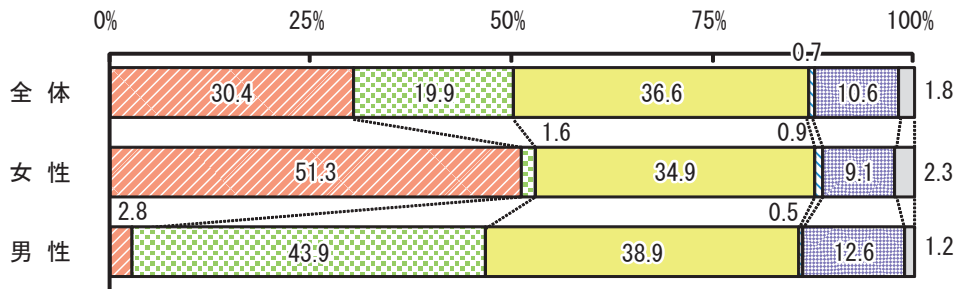
また、福岡県内の夫婦の生活時間を比較した場合、夫の家事関連時間は、夫婦と子どもの世帯で一日に43分、共働き世帯で33分であるのに対し、妻は、夫婦と子どもの世帯で一日に5時間53分、共働き世帯で4時間13分と夫と妻の間で大きな開きがあります。

《図表3-3 家庭内の役割分担の状況（福岡県）》

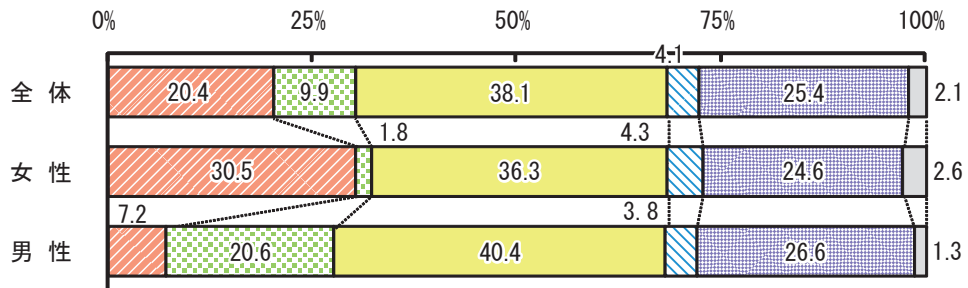
【炊事・掃除・洗濯などの家事】



【育児・子どものしつけ】

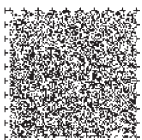


【親の介護】

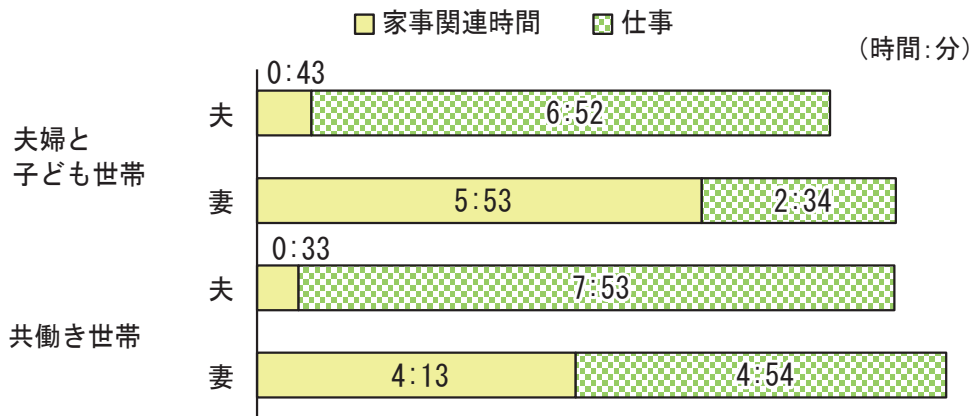


自分
 パートナー
 自分・パートナー同程度
 その他の家族
 該当しない
 無回答

備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（平成26年）



《図表3-4 夫婦と子ども世帯・共働き世帯の一日の家事関連時間（福岡県）》

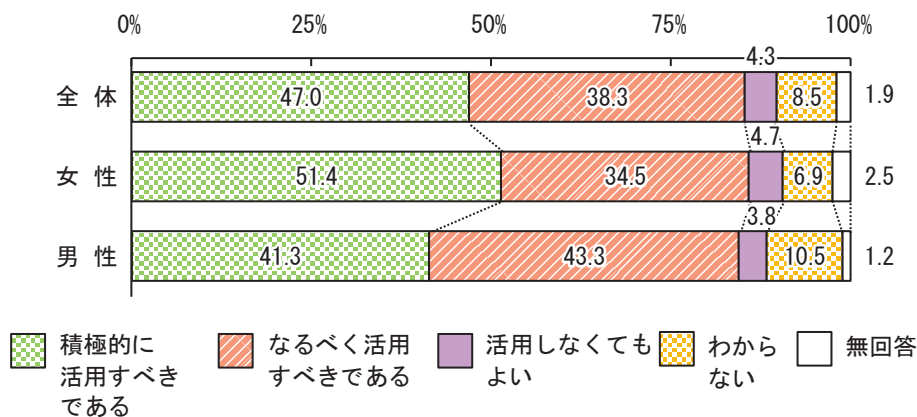


備考：総務省「社会生活基本調査」（平成28年）

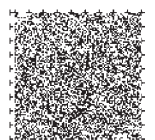
（4）男女別育児休業、介護休業制度の利用状況

男性が育児休業や介護休業を取得することについて、約8割の人が「活用すべき」と考えています。一方、県内事業所における、いわゆる「育児・介護休業法」に基づく育児休業の取得率は、女性は9割を超えていますが、男性は前回調査時より3.1ポイント増加しているものの、3.7%にとどまっております。また、介護休業に関しては、介護休業を取得した従業員がいる事業所の割合が男女ともに低い状況です。

《図表3-5 男性が育児休業・介護休業を取得することについて（福岡県）》



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（平成26年）



《図表3-6 男女別育児休業取得率（福岡県）》

	女性	男性
平成25年	92.2%	0.6%
平成28年	94.6%	3.7%

備考：福岡県「雇用均等・仕事と家庭の両立実態調査」（平成28年）

《図表3-7 介護休業の取得状況（福岡県）》

従業員が介護休業を取得している事業所の割合	女性従業員	男性従業員
平成25年	2.1%	1.2%
平成28年	3.2%	1.0%

備考：福岡県「雇用均等・仕事と家庭の両立実態調査」（平成28年）

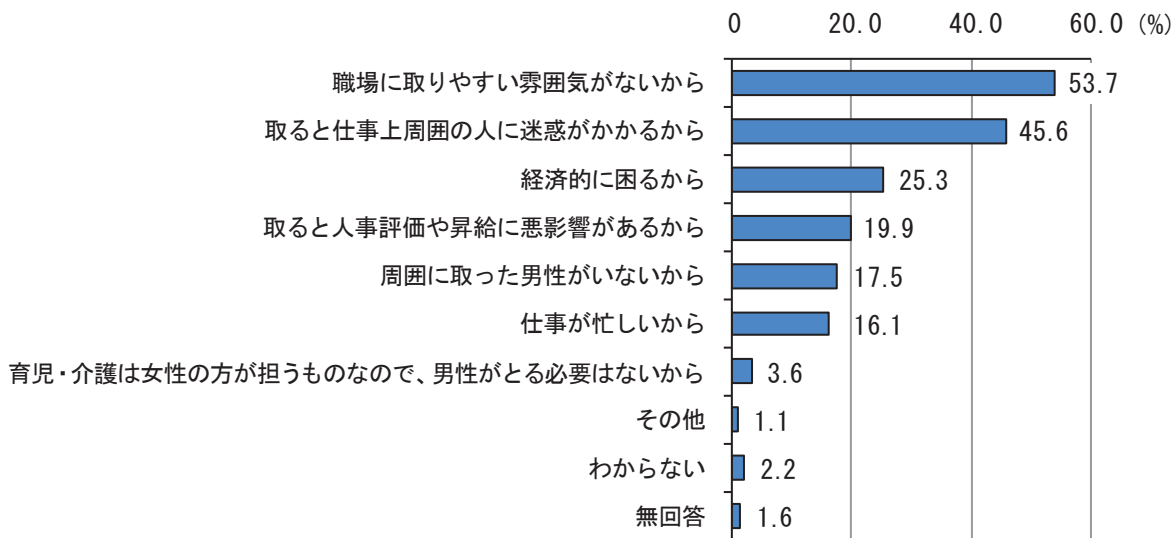
（5）育児休業、介護休業についての意識

男性が育児休業を取得しない（できない）理由として、「職場に取りやすい雰囲気がないから」が53.7%と最も多くなっています。

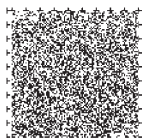
また、男女がともに仕事と介護を両立させる環境づくりに必要なこととして、「男女共に介護に参加できるような職場の意識の形成」が66.5%と最も多くなっています。

《図表3-8 男性が育児休業を取得しない（できない）理由（福岡県）》

※ 回答は2つまで

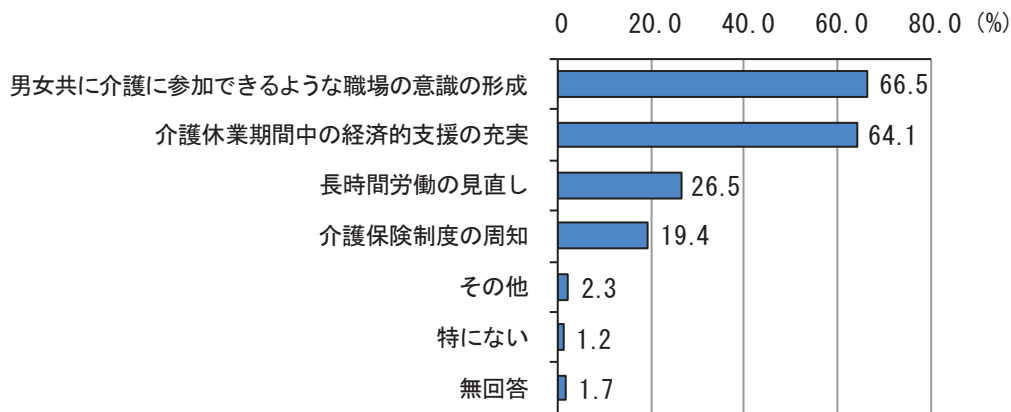


備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（平成26年）



《図表3-9 男女がともに仕事と介護を両立させる環境づくりに必要なこと（福岡県）》

※ 回答は2つまで



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（平成26年）

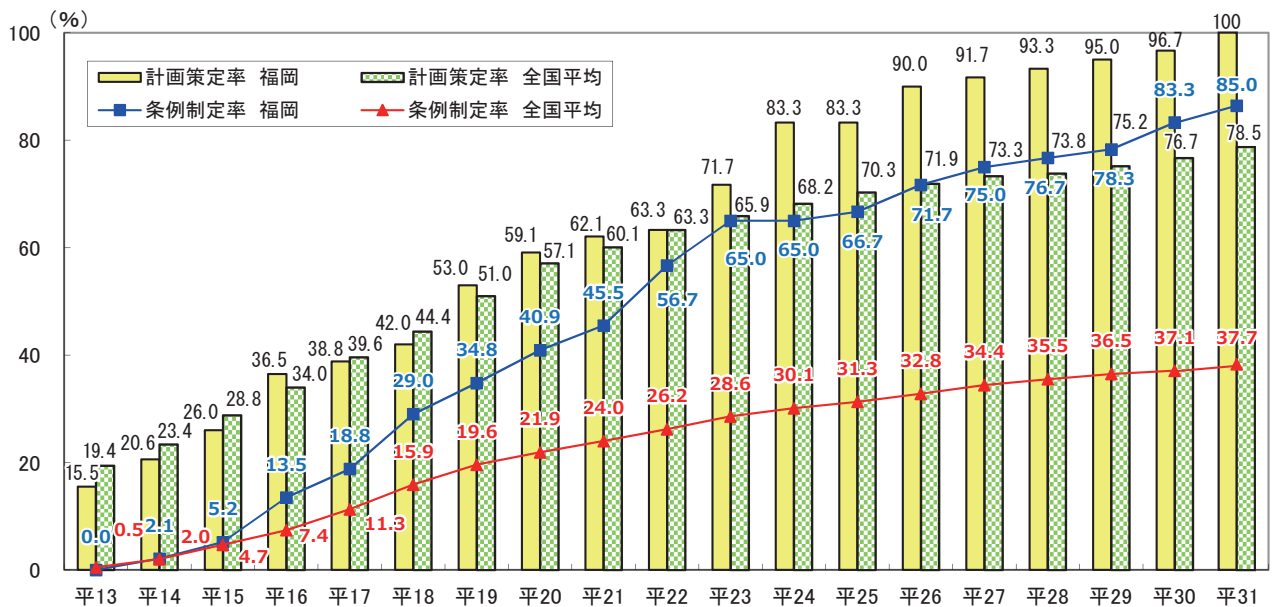
4 地域における男女共同参画の状況

(1) 市町村の男女共同参画に関する条例制定・計画策定の状況

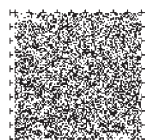
男女共同参画に関する条例を制定している市町村は、県内60市町村中51市町村となっています。

また、男女共同参画に関する計画は全60市町村が策定しています。（いずれも平成31年4月1日現在）

《図表4-1 市町村の男女共同参画に関する条例制定率・計画策定率（全国・福岡県）》



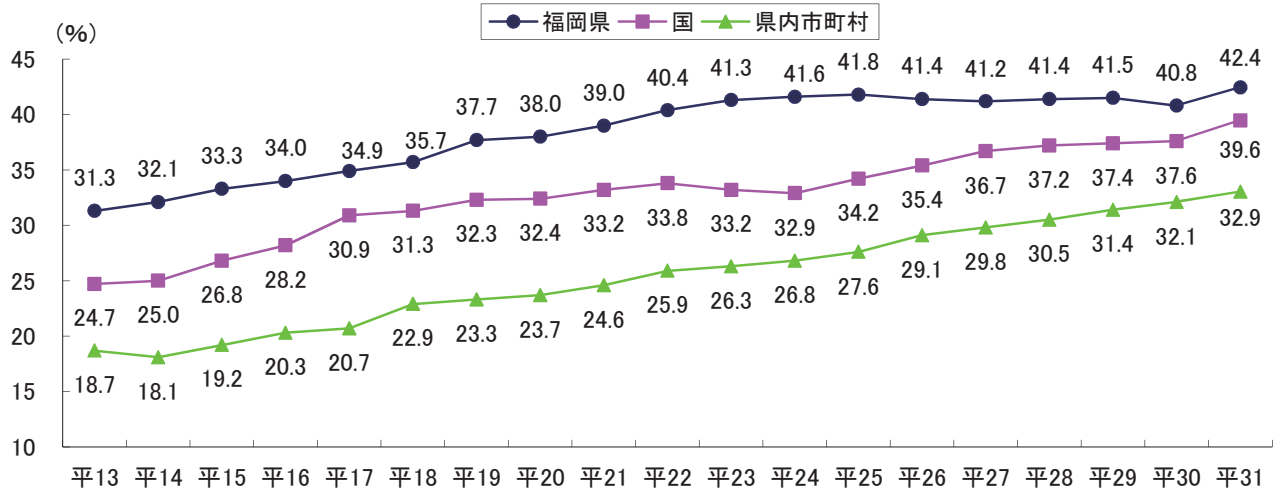
備考：内閣府男女共同参画局、福岡県男女共同参画推進課調べ



(2) 審議会等に占める女性委員比率

福岡県の審議会等における女性委員の割合は、平成31年4月1日現在で42.4%と平成22年から10年連続で40%以上を維持しています。また、県内市町村の審議会等における女性委員の割合は、平成14年以降17年連続で上昇し、平成28年には30%を超えており、市町村においても女性委員の登用は着実に進んでいます。

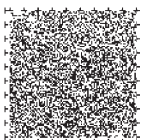
《図表4-2 審議会等における女性委員比率（福岡県・全国）》



平成31年	審議会等数	うち女性委員を含む数	委員総数	うち女性委員の数	女性比率 (%)
福岡県	91	90	1,240	526	42.4
県内市町村	1,704	1,527	20,305	6,671	32.9
市（政令市含む）	1,078	994	14,172	5,030	35.5
町村	626	533	6,133	1,641	26.8

(注) 福岡県・・・登用目標設定の対象である審議会等
 国・・・国家行政組織法第8条並びに内閣府設置法第37条及び第54条に基づく審議会等
 県内市町村・・・地方自治法第202条の3に基づく審議会等
 備考：内閣府男女共同参画局、福岡県男女共同参画推進課調べ

市町村の審議会等における女性委員の登用状況をみると、最も比率が高いのは北九州市(52.0%)であり、久留米市(43.7%)、福津市(43.2%)と続いています。比率が高い市町村と低い市町村では、最大で39.1ポイントの開きがあります。



≪図表4-3 市町村の審議会等における女性委員の登用状況≫

(女性の比率が高い順に表示)

市町村名	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)
1 北九州市	63	63	1,243	646	52.0
2 久留米市	77	77	1,129	493	43.7
3 福津市	52	52	616	266	43.2
4 筑前町	30	28	281	118	42.0
5 大野城市	30	29	303	123	40.6
6 嘉麻市	44	42	492	185	37.6
7 大牟田市	48	42	464	172	37.1
8 古賀市	24	22	248	92	37.1
9 直方市	37	33	434	156	35.9
10 遠賀町	35	35	301	108	35.9
11 中間市	29	25	419	149	35.6
12 宗像市	36	33	501	178	35.5
13 糸島市	30	27	420	149	35.5
14 うきは市	35	34	426	151	35.4
15 筑紫野市	35	33	394	139	35.3
16 岡垣町	30	28	282	99	35.1
17 福岡市	79	79	1,740	596	34.3
18 大川市	17	15	204	70	34.3
19 志免町	23	22	222	76	34.2
20 大木町	18	18	225	75	33.3
21 朝倉市	26	22	274	89	32.5
22 那珂川市	32	31	399	129	32.3
23 小竹町	24	24	229	74	32.3
24 筑後市	29	28	361	113	31.3
25 水巻町	35	33	422	132	31.3
26 小郡市	27	23	303	93	30.7
27 八女市	35	33	490	150	30.6
28 飯塚市	71	66	854	260	30.4
29 吉富町	28	25	316	94	29.7
30 桂川町	17	16	184	54	29.3
31 粕屋町	14	11	133	38	28.6
32 糸田町	15	14	131	37	28.2
33 広川町	16	15	151	42	27.8
34 柳川市	37	32	519	143	27.6
35 鞍手町	28	25	275	75	27.3
36 太宰府市	36	30	360	96	26.7
37 新宮町	15	10	116	31	26.7
38 みやま市	33	27	368	98	26.6
39 田川市	35	33	373	98	26.3
40 宮若市	17	13	135	35	25.9
41 久山町	10	6	70	18	25.7
42 行橋市	30	24	263	65	24.7
43 福智町	8	8	102	25	24.5
44 川崎町	17	15	124	30	24.2
45 苅田町	32	28	380	92	24.2
46 豊前市	25	19	320	74	23.1
47 築上町	27	21	255	59	23.1
48 みやこ町	11	9	128	29	22.7
49 赤村	9	8	80	18	22.5
50 大刀洗町	5	5	54	12	22.2
51 宇美町	21	17	182	40	22.0
52 芦屋町	31	25	325	66	20.3
53 篠栗町	18	12	174	33	19.0
54 香春町	24	14	238	45	18.9
55 春日市	9	7	120	22	18.3
56 須恵町	16	14	160	29	18.1
57 添田町	32	21	255	43	16.9
58 上毛町	13	10	115	19	16.5
59 大任町	8	6	76	11	14.5
60 東峰村	16	10	147	19	12.9
計	1,704	1,527	20,305	6,671	32.9

※ 平成31年4月1日現在（北九州市、川崎町は令和元年7月1日現在、福岡市、大野城市は令和元年8月1日現在）

※ 地方自治法第202条の3に基づく審議会等（法律や条例に基づいて設置され、調停、審査、審議または調査等を行う機関）を対象としている。なお、広域で設置している審議会等は含んでいない。

備考：福岡県男女共同参画推進課調べ

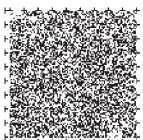
《図表4-4 市町村の男女共同参画に関する条例制定・計画策定・総合的な施設の整備状況》

平成31年4月1日現在

男女共同参画に関する条例：51市町村で制定（27市22町2村）
 男女共同参画に関する計画：60市町村で策定（28市30町2村）
 男女共同参画・女性のための総合的な施設：18市町で整備（16市2町）



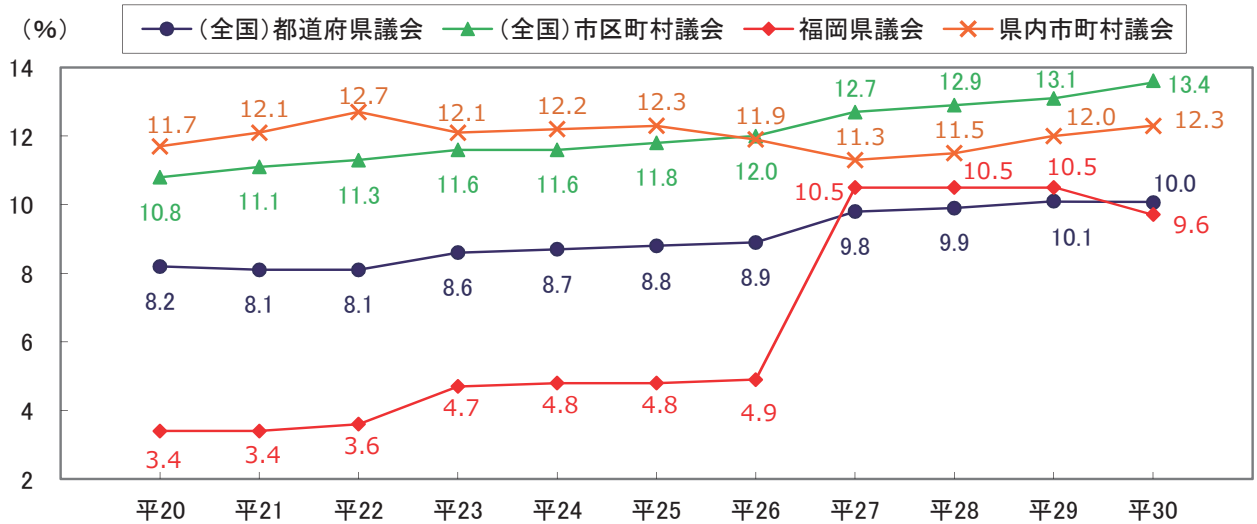
備考：福岡県男女共同参画推進課調べ



(3) 地方議会議員に占める女性の割合

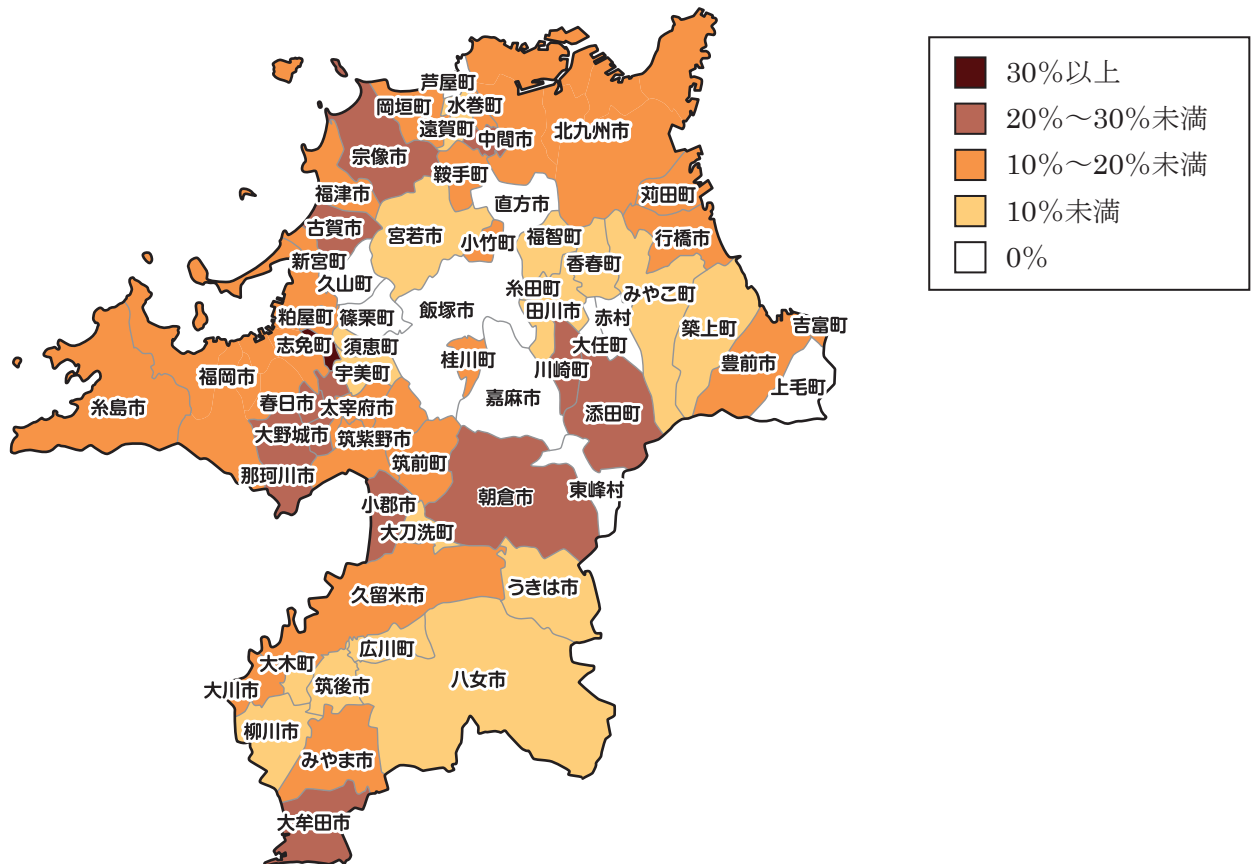
福岡県議会議員に占める女性の割合は、平成30年12月現在で9.6%となっています。県内の市町村議会議員に占める女性の平均比率は、平成30年12月現在で12.3%となっており、前年度より微増しています。

《図表4-5 地方議会議員に占める女性の割合（全国・福岡県）》

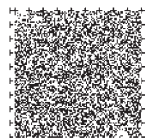


備考：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」

《図表4-6 市町村議会議員に占める女性の割合》



備考：総務省 地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調、割合は総務省資料より作成
(平成30年12月31日現在)



市町村ごとにみると、市町村議会議員に占める女性の割合が、30%以上であるのが1町、20%以上30%未満の市町村が11市町、10%以上20%未満の市町村が21市町、10%未満の市町村が17市町、1人もいない市町村が10市町村となっています。(平成30年12月31日現在)

福岡県議会議員選挙における候補者に占める女性の割合は、平成31年時点で9.8%、当選者の割合は10.3%となっています。また、福岡県議会における両立支援の状況について、議員本人の出産や家族の介護等については欠席事由として明記があるものの、育児の事項については、認められていない状況です。市町村の状況については、「第3部 市町村における男女共同参画の推進状況」の「3 政治分野の推進状況」に掲載しています。

《図表4-7 福岡県議会議員選挙における候補者及び当選者の状況》

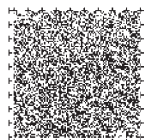
	定数	候補者数		候補者数に占める女性の割合	当選者数		当選者数に占める女性の割合
		男性	女性		男性	女性	
平成27年	86	117	14	10.7%	77	9	10.5%
平成31年	87	111	12	9.8%	78	9	10.3%

備考：福岡県選挙管理委員会調べ

《図表4-8 福岡県議会における両立支援の状況》

欠席事由	議員本人の出産	明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている
	休業期間	期間の定めはない
	報酬の減額規定	あり
	配偶者の出産	明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている
	育児	明記した規定がなく、過去に事例がない
	家族の看護	明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている
	家族の介護	明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている
	疾病 その他	明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている
男女共同参画に関する議員向け研修 (セクシュアルハラスメント防止関係を含む)の実施		行っていない
議会内設備	保育施設	なし
	授乳室	なし

備考：福岡県男女共同参画推進課調べ

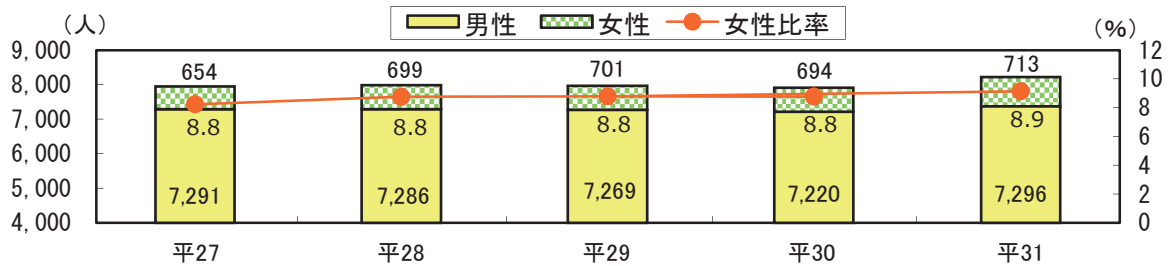


(4) 地域における女性の参画

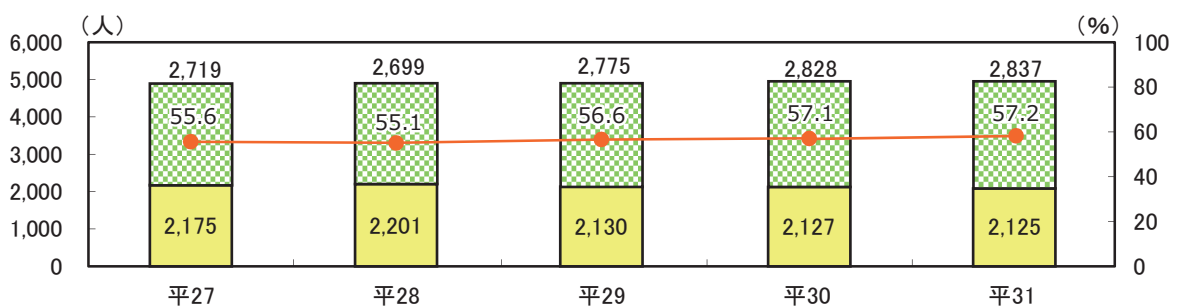
自治会長における女性の割合は前年から0.1ポイント増加し、8.9%となりました。民生・児童委員における女性の割合は微増傾向となっています。また、小学校PTA会長における女性の割合は、前年から1.1ポイント増加し、中学校PTA会長における女性の割合は、前年から0.4ポイント減少しています。

≪図表4-9 地域における役職等への女性の参画状況(福岡県)≫

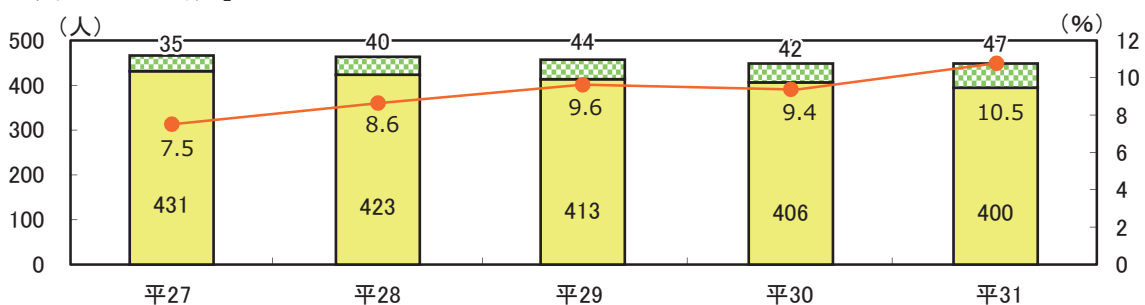
【自治会長】



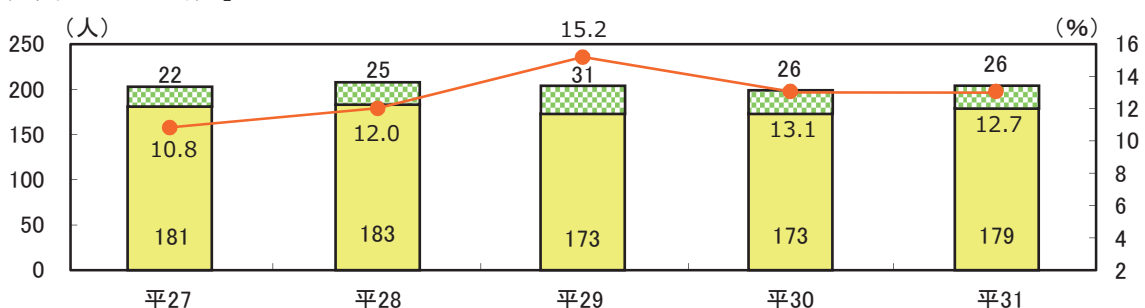
【民生・児童委員】



【小学校PTA会長】

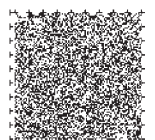


【中学校PTA会長】



※ 民生・児童委員、小学校PTA会長、中学校PTA会長については、政令指定都市を含まない。

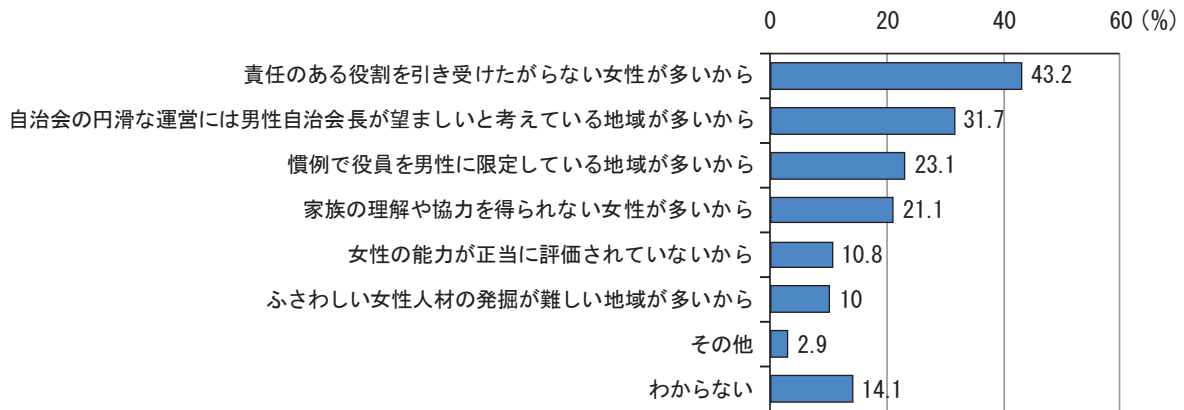
備考：福岡県男女共同参画推進課調べ



自治会の役員に女性が少ない理由として「責任のある役割を引き受けたくない女性が多いから」(43.2%)が最も高く、次いで「自治会の円滑な運営には男性自治会長が望ましいと考えている地域が多いから」(31.7%)、「慣例で役員を男性に限定している地域が多いから」(23.1%)、「家族の理解や協力を得られない女性が多いから」(21.1%)の順になっています。

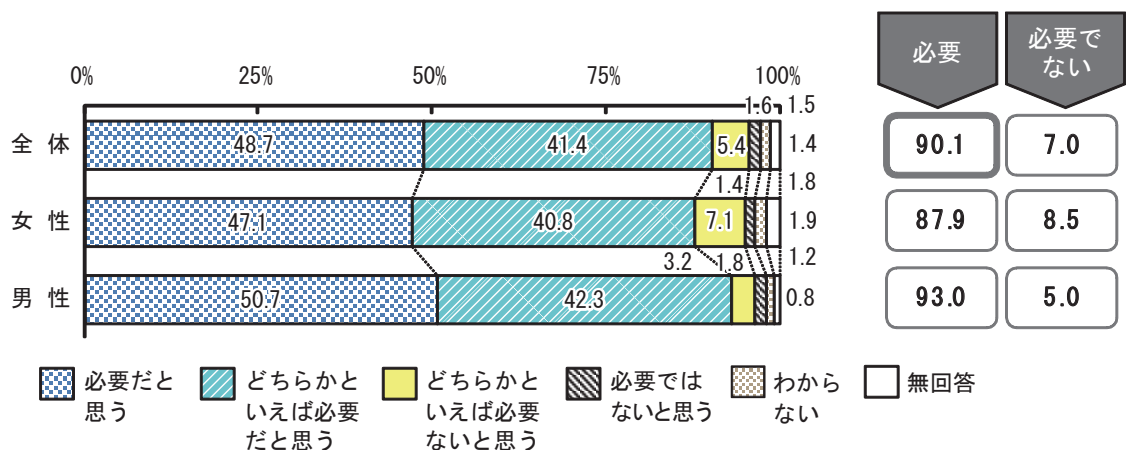
一方、自治会の役員など意思決定の場へ積極的に女性が参加することについては、90.1%の人が「必要」としています。

《図表4-10 自治会役員に女性が少ない理由（福岡県）》

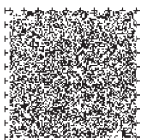


備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（平成26年）

《図表4-11 地域の意思決定の場に女性が積極的に参加することについて（福岡県）》

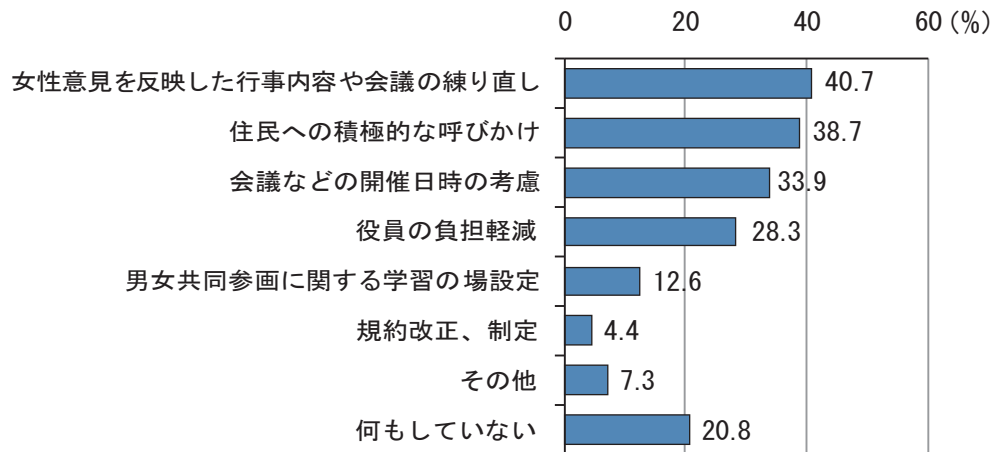


備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（平成26年）

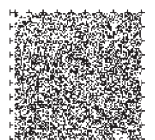


また、女性が役員に積極的に就任している自治会では、行事内容や会議の実施方法、開催日時の考慮など、女性が役員等へ参画しやすい工夫を日頃の自治会運営の中で行っています。

《図表4-12 女性の役員参画のための取組（福岡県）》



備考：福岡県「男女で取り組む自治会活動アンケート調査」（平成26年）



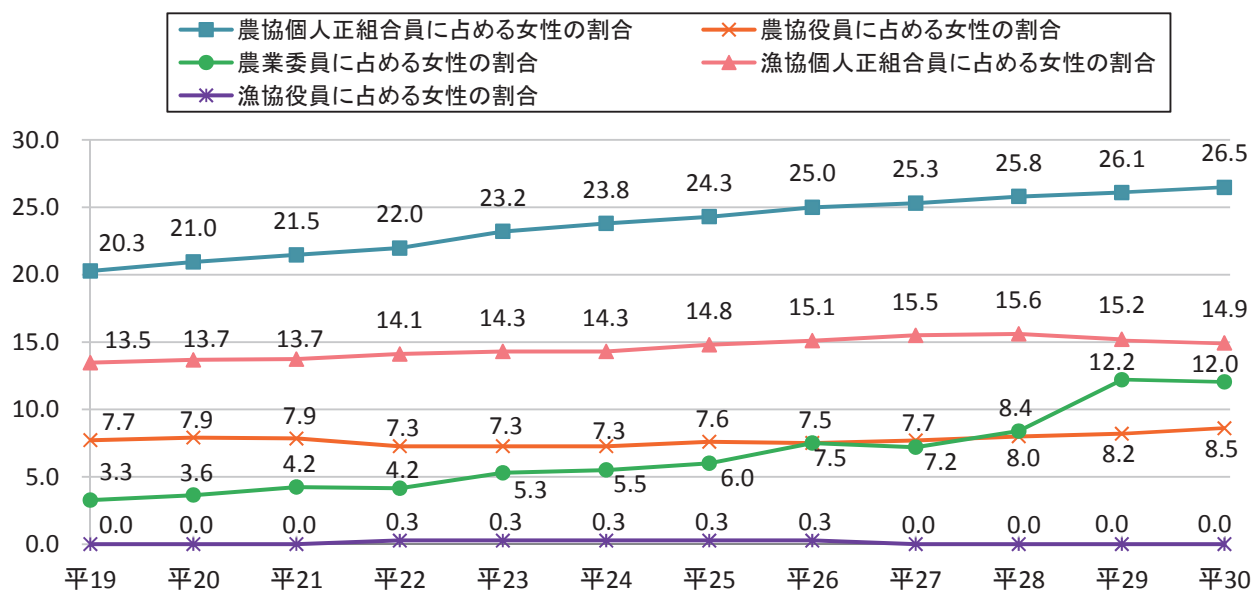
(5) 農業、漁業における女性の参画

農協の個人正組合員に占める女性の割合は増加傾向にあり、4人に1人が女性となっています。農業委員に占める女性の割合は、昨年と比べると微減となっています。

また、漁協の個人正組合員に占める女性の割合は、およそ6人に1人が女性となっています。一方、農協及び漁協の役員に占める女性の割合は伸び悩んでいます。

家族経営協定の締結数や加工品の開発などを行う女性農業者の起業が増加しており、女性の経営参画が進んできています。

《図表4-13 農協・漁協等における女性の参画状況（福岡県）》



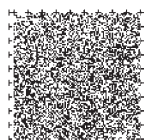
備考：農業委員：平成19年から平成20年は9月1日現在、平成21年から平成25年は10月1日現在（福岡県農業会議調べ）
平成26年以降は事業年度末（3月末現在）
（福岡県農林水産部水田農業振興課調べ）

農協：各事業年度末（3月末現在）（福岡県農林水産部団体指導課調べ）
漁協：各事業年度末（3月末現在）（福岡県農林水産部漁業管理課調べ）

《図表4-14 家族経営協定の締結数、女性農業者による起業数（福岡県）》

	平26	平27	平28	平29	平30
家族経営協定の締結数	2,504	2,567	2,606	2,612	2,638
女性農業者による起業数	265	272	284	281	314

備考：福岡県農林水産部経営技術支援課調べ



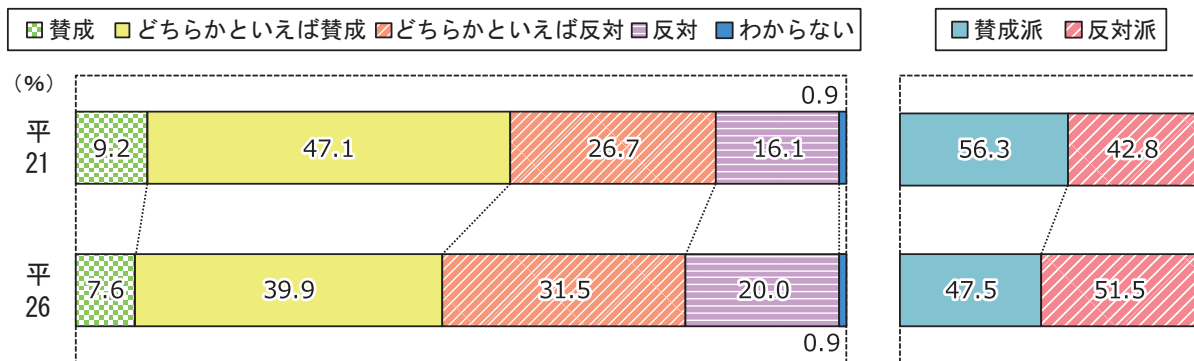
5 県民の意識

(1) 固定的性別役割分担意識について

意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「同感しない」「あまり同感しない」と考える人を合わせた『反対派』の割合が過半数を占め、「同感する」「ある程度同感する」と考える人を合わせた『賛成派』の割合を上回り、固定的な性別役割分担の考え方を容認しない人が前回調査と比較し 8.7 ポイント増えています。

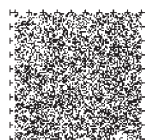
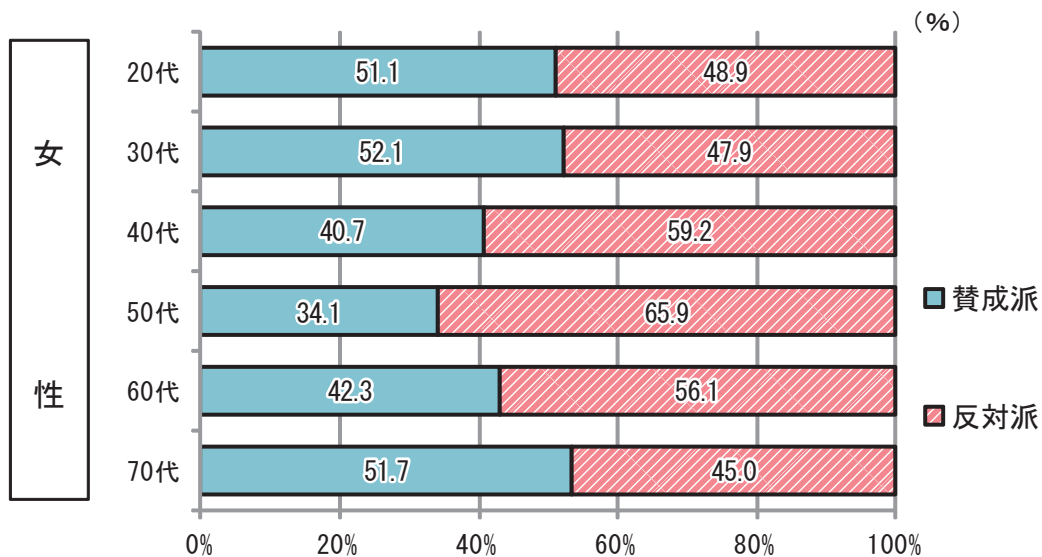
年代別で見ると、女性は、20代・30代・70代において、『賛成派』が各世代で過半数を占めており、男性は、20代・30代では『反対派』が各世代で過半数を占めているものの、30代以降は『賛成派』が過半数を占め、年代が上がるにつれ『賛成派』の割合が大きくなっています。

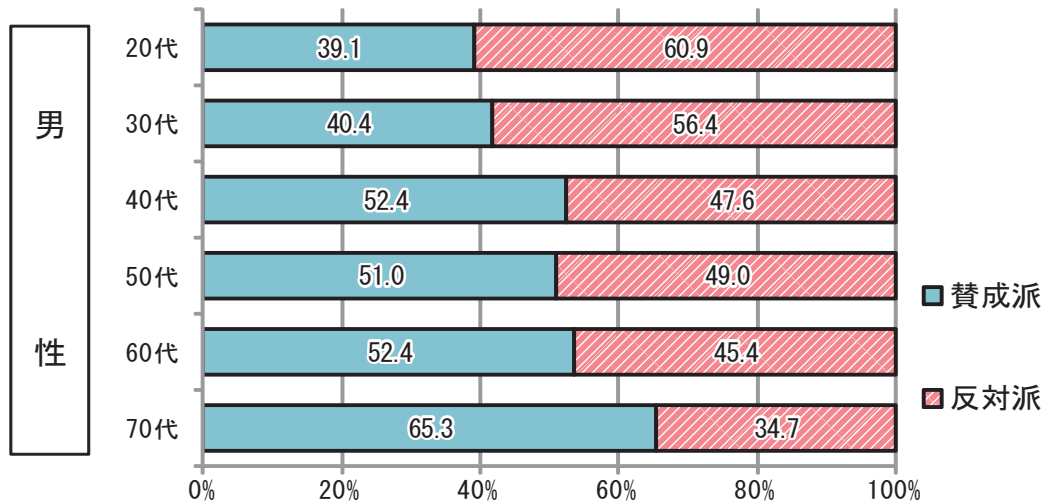
《図表5-1 性別役割分担意識〔全体〕（福岡県）》



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（平成26年）

《図表5-2 性別役割分担意識〔性別・年代別〕（福岡県）》



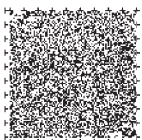
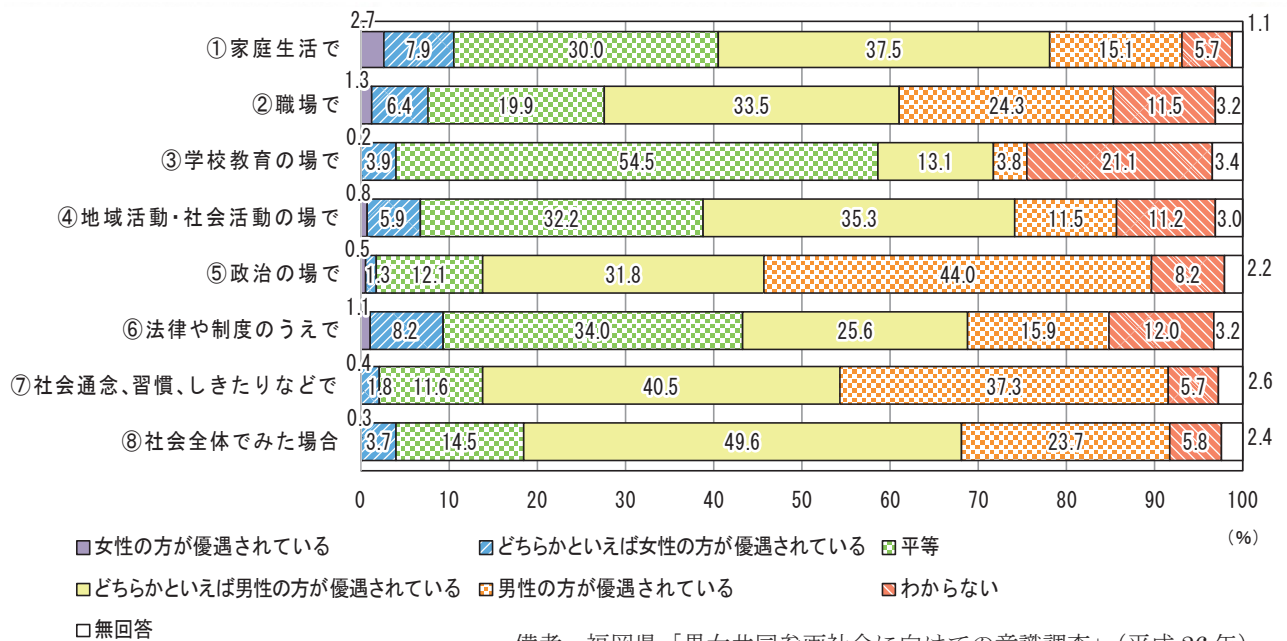


備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（平成26年）

（2）男女の地位の平等感について

男女の地位が平等になっているかどうかについて、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」「男性の方が優遇されている」と考える人を合わせた『男性優遇』が、「社会通念・慣習・しきたりなど」や「政治の場」「社会全体」においては7割を超えており、依然として男性が優遇されていると感じる状況にあることがうかがえます。一方、「学校教育の場」では唯一「平等」が半数を超えています。

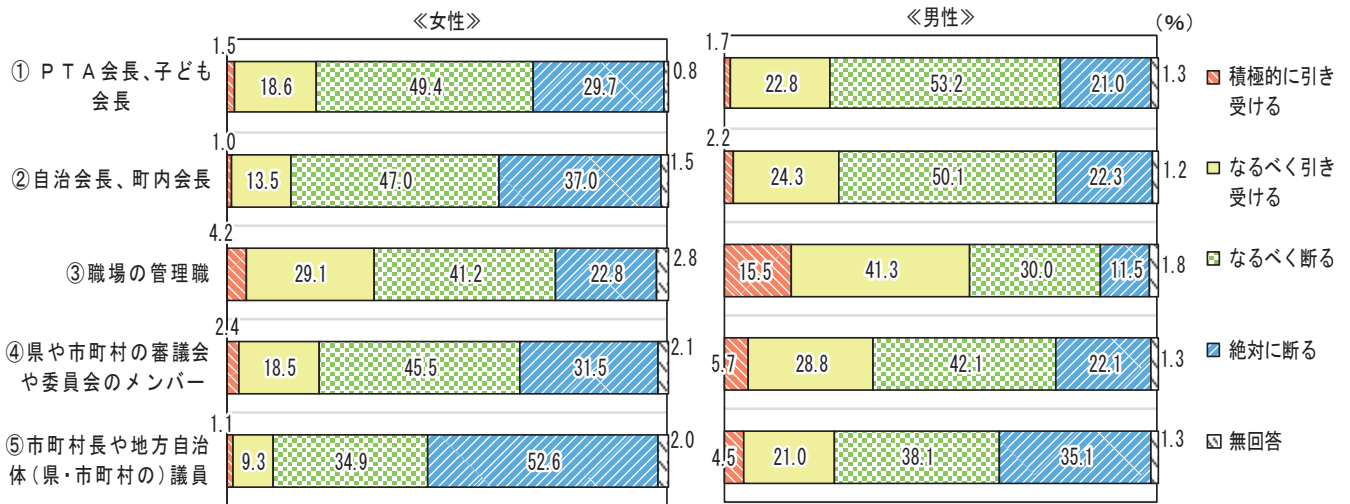
《図表5-3 男女の地位の平等感（福岡県）》



(3) 役職・公職への就任について

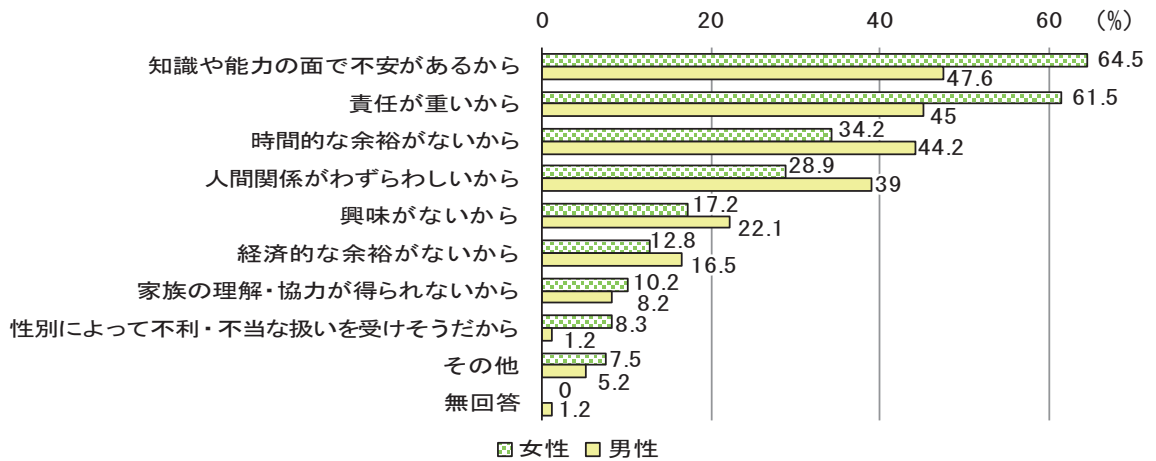
役職、公職への就任や立候補を依頼された場合、男性よりも女性の方が「断る」と回答する人の割合が高くなっています。役職、公職への就任を断る理由として、男女いずれも「知識や能力の面で不安があるから」「責任が重いから」をあげる人が多くなっていますが、女性の方がより不安感や責任感を感じる傾向があります。

《図表5-4 役職・公職への就任を依頼された場合の対応（福岡県）》

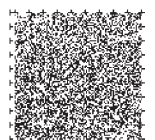


備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（平成26年）

《図表5-5 役職・公職への就任を断る理由（福岡県）》



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（平成26年）

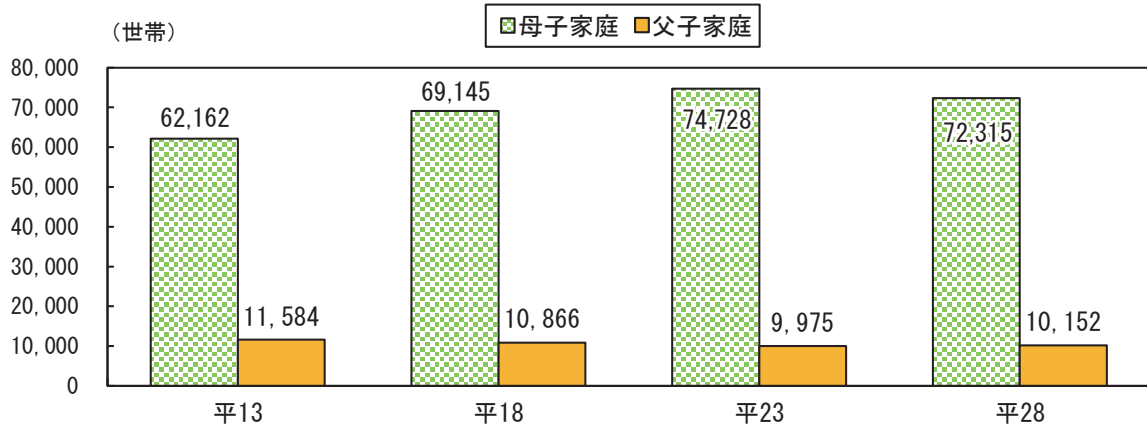


6 ひとり親家庭の状況

(1) ひとり親家庭等の世帯数

平成28年11月1日現在における母子家庭の世帯数は、72,315世帯、父子家庭の世帯数は10,152世帯で、この15年間で8,721世帯増加しています。

《図表6-1 ひとり親家庭の世帯数（福岡県）》

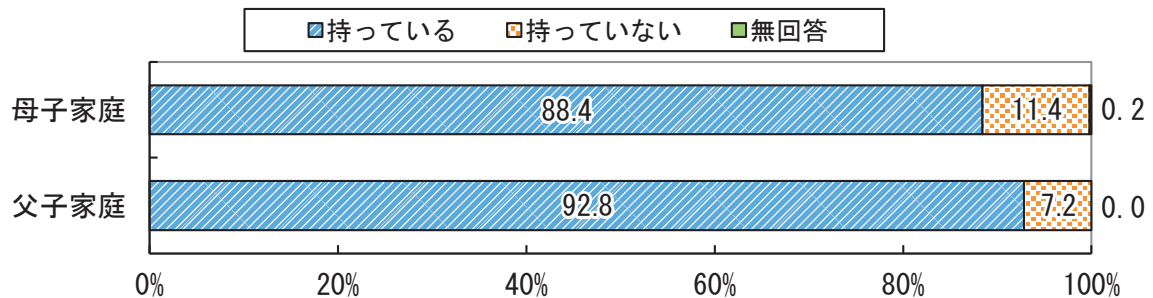


※ 母子家庭、父子家庭の世帯数は県内市町村から提出された推計世帯数（政令・中核市含む）
備考：福岡県「ひとり親世帯等実態調査」

(2) 母子家庭の母親・父子家庭の父親就労の状況

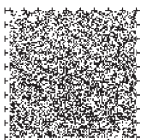
母子家庭の母親の88.4%は仕事を持っていますが、その約半分は非正規労働（派遣・契約社員、パートタイマー、臨時・日雇）であり、母子家庭世帯の平均年間税込収入は約241万円となっています。一方、父子家庭の仕事を持っている父親は68.4%が正社員・正職員で、平均年間税込収入は約404万円となっており、母子家庭世帯の約1.7倍となっています。

《図表6-2 母子家庭の母親、父子家庭の父親の仕事の有無（福岡県）》

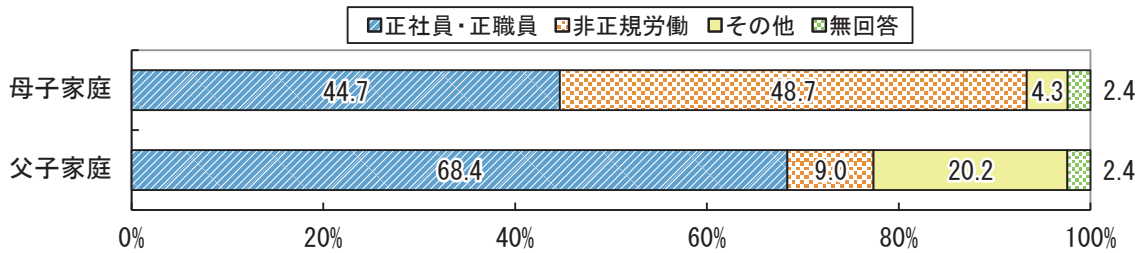


※政令・中核市除く

備考：福岡県「ひとり親世帯等実態調査」（平成28年度）



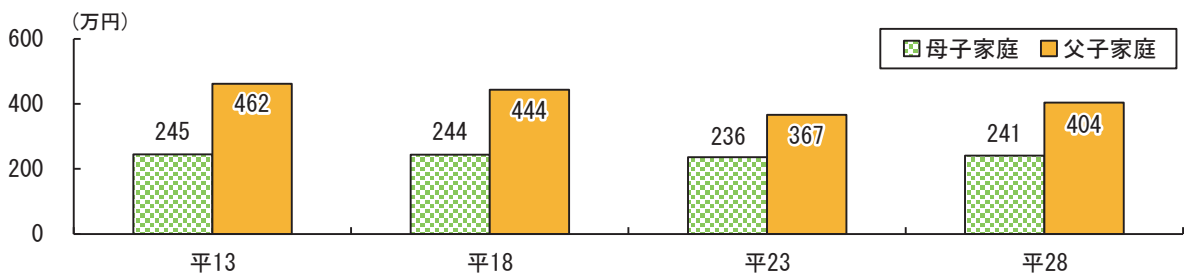
《図表6-3 母子家庭の母親、父子家庭の父親の就労形態（福岡県）》



※政令・中核市除く

備考：福岡県「ひとり親等実態調査」（平成28年度）

《図表6-4 母子家庭世帯等の平均年間税込収入（福岡県）》



※政令・中核市除く（久留米市は平成18年まで含まれ、平成23年以降は含まれない）

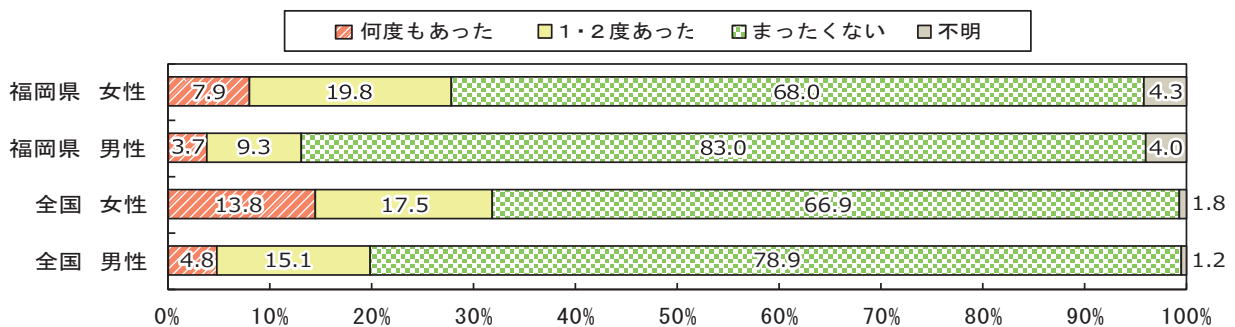
備考：福岡県「ひとり親世帯等実態調査」（平成28年度）

7 女性等に対する暴力の状況

(1) 配偶者や交際相手からの暴力被害の経験

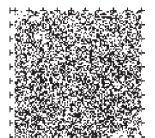
配偶者や交際相手からの暴力の被害経験があった人の割合は、県内では女性が27.7%、男性が13.0%となっています。また、被害を受けた人のうち、暴力を受けたことについて、相談しなかった女性は49.1%、男性は78.2%となっており、被害を受けても誰にも相談できずに一人で悩んでいる人が多くいることがうかがわれます。

《図表7-1 DV（配偶者や交際相手からの暴力）被害の経験（福岡県・全国）》

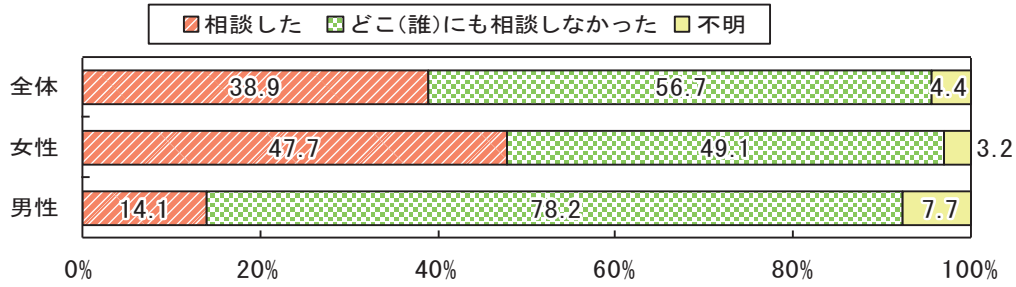


備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（平成26年）

内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成29年）

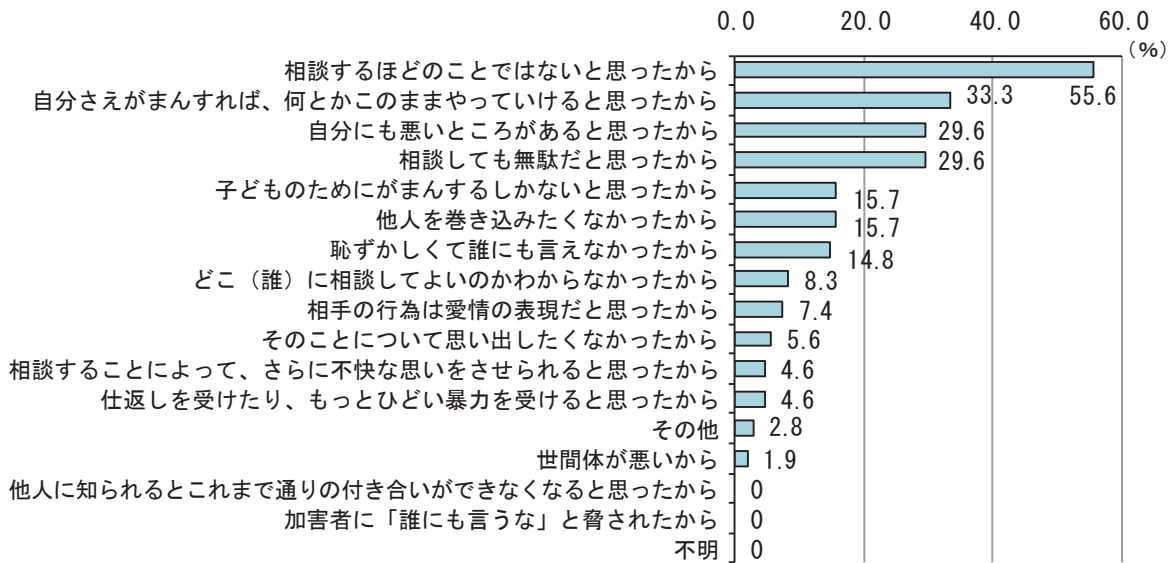


《図表7-2 DVについての相談の有無（福岡県）》



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（平成26年）

《図表7-3 DVについての相談をしなかった理由（福岡県・女性）》

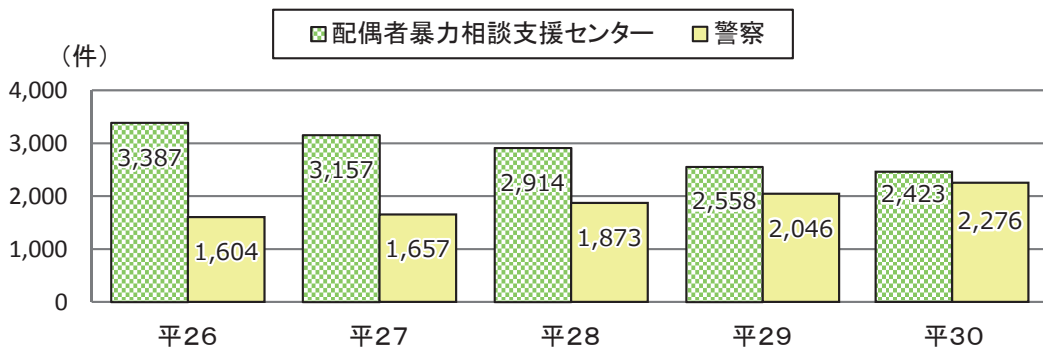


備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（平成26年）

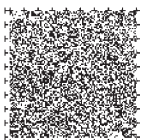
(2) 配偶者からの暴力についての相談件数

福岡県の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は、平成30年度2,423件で、昨年度から減少していますが、県内の警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数は、平成30年2,276件で、平成23年から8年連続で増加しています。

《図表7-4 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数^{※1}及び警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数^{※2}（福岡県）》



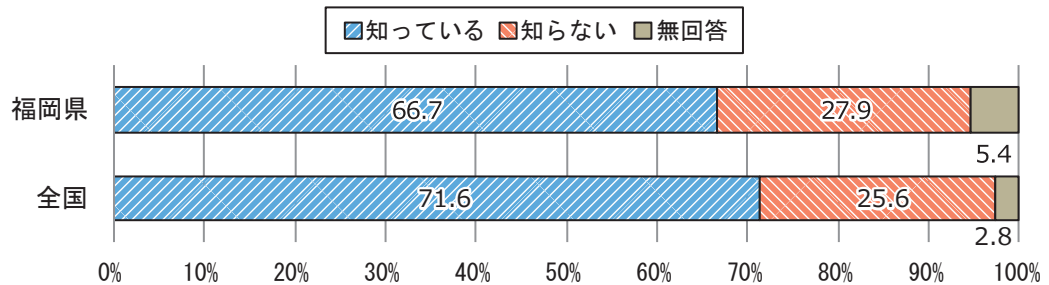
備考：※1（年度） 福岡県男女共同参画推進課調べ
 ※2（年） 福岡県警調べ（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数）



(3) 配偶者や交際相手からの暴力についての相談窓口

配偶者や交際相手からの暴力についての相談窓口があることを知っている人の割合（認知度）は、福岡県では66.7%、全国では71.6%となっています。

《図表7-5 DVについての相談窓口の認知（福岡県・全国）》



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（平成26年）
内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成29年）

(4) 性犯罪認知件数の推移

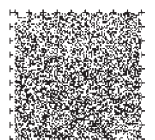
福岡県では、性犯罪（強姦[※]、強制わいせつ）の警察の認知件数は、平成30年381件と前年から減少していますが、依然として高水準で推移しています。

《図表7-6 性犯罪の認知件数の推移（福岡県）》

	平26	平27	平28	平29	平30
認知件数(件)	499	576	435	411	381
人口10万人当たりの全国順位	2位	2位	2位	2位	2位

備考：福岡県警察調べ

※平成29年の刑法改正により、「強姦罪」は構成要件及び法定刑等が見直され、罪名が「強制性交等罪」に変更されました（平成29年7月13日改正施行）。

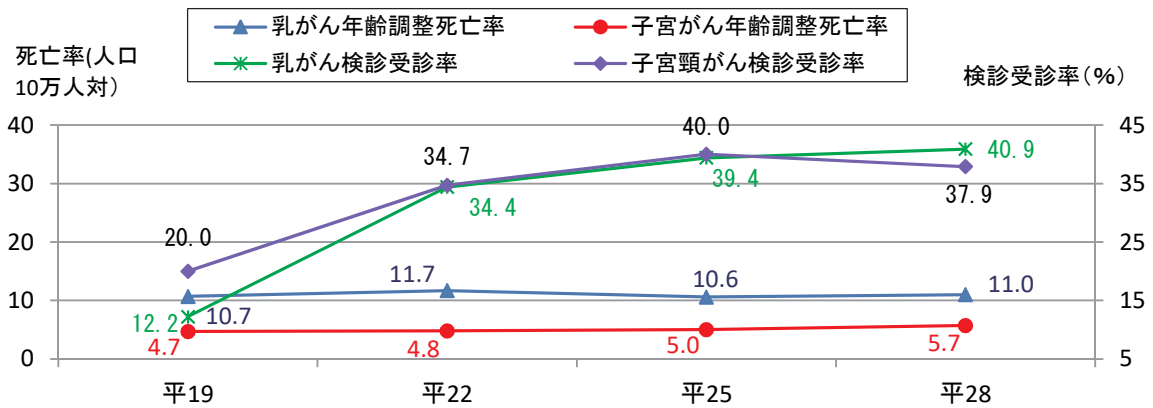


8 健康

(1) 乳がん、子宮がん死亡率と検診受診率の推移

女性特有のがんである乳がん及び子宮がんの75歳未満年齢調整死亡率は、近年ほぼ横ばいとなっています。「国民生活基礎調査」における乳がん及び子宮頸がんの検診受診率は、平成22年に上昇し、それ以降は横ばいで推移しています。

《図表8-1 乳がん、子宮がんの年齢調整死亡率、検診受診率の推移（福岡県）》

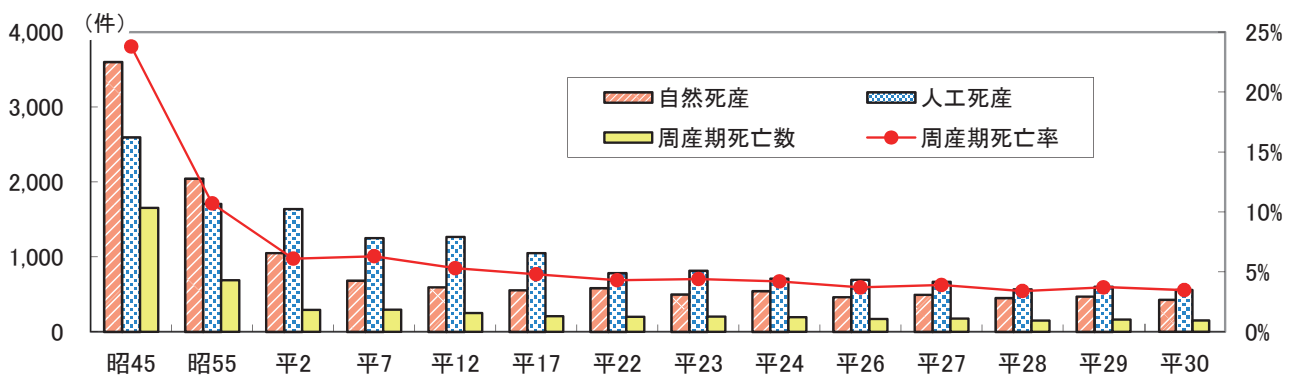


- ※ 図表上、平成19年度以前の受診率は、乳がんは40歳以上、子宮頸がんは20歳以上で算出
(前年度受診者数 + 当該年度受診者数) / 当該年度対象者数 × 100
 - ※ 平成22年度以降の受診率は、乳がん40～69歳、子宮頸がんは20～69歳で算出
(前年度受診者数 + 当該年度受診者数 - 2年連続の受診者数) / 当該年度対象者数 × 100
- 備考：国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」、厚生労働省「国民生活基礎調査」

(2) 自然死産数及び人工死産数、周産期死亡数、周産期死亡率年次推移

県内の自然死産数、人工死産数、周産期死亡数及び周産期死亡率は、平成30年は前年に比べ減少し、自然死産数、人工死産数は過去最少の数値になっています。

《図表8-2 自然死産数及び人工死産数、周産期死亡数、周産期死亡率年次推移（福岡県）》



	昭45	平2	平12	平22	平28	平29	平30
自然死産	3,602	1,051	593	582	450	470	410
人工死産	2,597	1,638	1,265	784	568	603	545
周産期死亡数	1,654	292	251	200	149	163	149
周産期死亡率	23.8	6.1	5.3	4.3	3.4	3.7	3.5

- ※ 周産期死亡：妊娠満22週以後の死産と生後1週未満の早期新生児死亡をあわせたもの
- ※ 周産期死亡率：出産1,000件に対する周産期死亡件数の率

備考：厚生労働省「人口動態統計」

